

写

令和元年

大竹市議会定例会(第2回)会議  
録

大竹市議会

令和元年6月大竹市議会定例会（第2回）会議録目次

6月 4日開会

6月17日閉会

◎第1日（6月4日）

議事日程	-----	1
会議に付した事件	-----	1
出席議員	-----	2
欠席議員	-----	2
説明のため出席した者	-----	2
出席した事務局職員	-----	3
会期決定について	-----	4
会期日程表	-----	4
一般質問通告表	-----	5
開会（開議）	-----	7
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	7
日程第 2 会期決定について	-----	7
日程第 3 一般質問	-----	7
日程第 4 報告第1号		
）          （一括）	-----	50
日程第 9 議案第40号		
日程第10 報告第3号	-----	54
日程第11 認 第1号	-----	55
日程第12 認 第2号		
）          （一括）	-----	56
日程第13 議案第35号		
日程第14 議案第34号	-----	60
日程第15 議案第36号	-----	61
日程第16 議案第37号		
）          （一括）	-----	62
日程第17 議案第38号		
日程第18 令和元年請願第1号	-----	63
散 会	-----	64

◎第2日（6月17日）

議事日程	-----	67
会議に付した事件	-----	67
出席議員	-----	67

欠席議員	-----	67
説明のため出席した者	-----	67
出席した事務局職員	-----	68
開議	-----	69
日程第 1	会議録署名議員の指名 -----	69
日程第 2	議案第 34 号	
	) (一括) -----	69
日程第 5	議案第 39 号	
日程第 6	議案第 35 号	
	) (一括) -----	72
日程第 8	議案第 40 号	
日程第 9	令和元年請願第 1 号 -----	74
日程第 10	基地周辺対策に関する中間報告について -----	78
閉会	-----	81

令和元年6月  
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

令和元年6月4日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3		一般質問	
第 4	報告第 1号	繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）	報 告 報 告 報 告 （一 括）
第 5	報告第 2号	継続費繰越しの報告について（一般会計）	
第 6	報告第 4号	大竹市土地開発公社の経営状況について	
第 7	認 第 3号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号））	即 決
第 8	議案第39号	令和元年度大竹市一般会計補正予算（第1号）	総務文教付託 生活環境付託
第 9	議案第40号	令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
第10	報告第 3号	継続費繰越しの報告について（公共下水道事業会計）	報 告
第11	認 第 1号	専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）	即 決
第12	認 第 2号	専決処分の承認を求めることについて（大竹市介護保険条例の一部を改正する条例）	即 決 （一 括）
第13	議案第35号	大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
第14	議案第34号	大竹市手数料条例の一部改正について	総務文教付託
第15	議案第36号	大竹市火災予防条例の一部改正について	総務文教付託
第16	議案第37号	広島県と大竹市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更について	生活環境付託 （一 括）
第17	議案第38号	財産の取得について（化学消防ポンプ自動車（大I型））	
第18	令和元年請願第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願	総務文教付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 報告第1号から日程第9 議案第40号（報告・説明・表決・付託）

- 日程第10 報告第3号(報告)
- 日程第11 認 第1号(説明・表決)
- 日程第12 認 第2号から日程第13 議案第35号(説明・一括質疑・討論・表決)
- 日程第14 議案第34号(説明・付託)
- 日程第15 議案第36号(説明・付託)
- 日程第16 議案第37号から日程第17 議案第38号(説明・付託)
- 日程第18 令和元年請願第1号(付託)

○出席議員(15人)

1番	児玉朋也	2番	小田上尚典
3番	末広和基	4番	賀屋幸治
5番	北地範久	6番	西村一啓
7番	和田芳弘	8番	大井渉
9番	網谷芳孝	10番	藤井馨
11番	山崎年一	12番	細川雅子
13番	寺岡公章	14番	田中実穂
15番	山本孝三		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎
副	市長	太田勲男
教	育長	小西啓二
総	務部長	吉岡和範
市	民生活部長	三原尚美
健康福祉部長兼福祉事務所長		豊原学
建設部長		山本茂広
上下水道局長		高津浩二
消	防長	橋村哲也
総務課長併任選挙管理委員会事務局長		中村一誠
総務課危機管理監		吉村隆宏
企画財政課長		三上建
産業振興課長併任農業委員会事務局長		小田健治
自治振興課長		外谷明洋
市民税務課長		池田宗吾
環境整備課長		西村敏信
地域介護課長		佐伯和規
福祉課長		神代亨
監	理課長	中曾一夫

土 木 課 長  
上下水道局業務課長  
上下水道局工務課長  
総務学事課長  
生涯学習課長  
消防本部消防課長

古賀正則  
北林繁喜  
中司和彦  
真鍋和聰  
柿本剛  
伊崎喜教

○出席した事務局職員

議会事務局長  
議事係長

田中宏幸  
加藤豪

## 会期決定について

令和元年6月大竹市議会定例会（第2回）の会期を、次のとおり定める。

令和元年6月 4日提出

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

自 令和元年 6月4日

14日間

至 令和元年 6月17日

## 会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
6. 4	火	本会議		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会 ・会期決定</li> <li>・一般質問</li> <li>・一般議案上程（即決・付託）</li> <li>・請願上程（付託）</li> <li>・散会</li> </ul>
5	水	(予備日)		
6	木	休会	総務文教委員会	付託案件審査 10時～
7	金		生活環境委員会 基地周辺対策特別委員会	付託案件審査 10時～
8	土			
9	日			
10	月			
11	火			
12	水			
13	木			
14	金			
15	土			
16	日			
17	月	本会議		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般議案委員長報告（表決）</li> <li>・請願委員長報告（表決）</li> <li>・閉会</li> </ul>

令和元年6月大竹市議会定例会(第2回)

一般質問通告表

- 1 15番 山本孝三 議員  
質問方式：一括
- 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案について**  
法の成立過程の審議においても賛否の両論ありました。ことし10月実施予定の子ども・子育て支援法についてどう受け止めておられますか。
- 子ども権利条約について**  
国連子どもの権利委員会による日本政府への実施状況について勧告がなされています。現状はどうでしょうか。
- 介護保険事業について**  
第8期事業についてその事業計画の策定はどう進められていますか。事業の策定に当たり留意すべきこと、配慮すべきこと、どうお考えでしょうか。
- 2 2番 小田上 尚典 議員  
質問方式：一問一答
- 地域BWAを活用した公衆無線LANの整備について**  
平成19年に地域BWAの制度が整備されました。平成27年からは高度化システムの導入に伴い導入が大きく進み、現在は全国で209の市町村で地域BWAが導入されています。近隣では廿日市市や岩国市でも導入されていますが、この地域の公共の福祉の増進を目的に創設された制度の本市における公衆無線LANの活用や今後の展開をどのようにお考えでしょうか。
- 3 11番 山崎 年一 議員  
質問方式：一問一答
- 大規模太陽光発電開発の現状と課題について**  
現在大竹市地籍において栗谷町大栗林地区と栗谷町谷和地区、廿日市市地籍で大野字嵐谷地区に太陽光発電が計画・実施されています。現在の進捗状況と今後の稼働予定・計画規模等について問います。
- 3事業とも弥栄ダムの上流に位置し、弥栄ダムは、大竹市民はもとより広く広島県民も飲料水として利用しています。水質汚染や事故などの場合の生活環境の悪化が懸念されますが対応について問います。
- 栗谷町谷和地区の太陽光発電は、下流域の住民が、飲料水として利用しており、水質汚染や土砂災害の懸念、除草剤散布やパネル洗浄などのほか、放置パネルなどの有害物質の流出による環境汚染について重大な懸念があることから反対されています。対応について問います。
- 太陽光発電事業には環境保全の立場から地域住民の皆様から健康被害の懸念や事故に対する不安が指摘されています。良好な環境を保つために、地域に適した情報を提供し、適切な安全対策が検討されるためには、届け出や環境影響調査を義務づけるなどの条例



があれば、行政や住民との良好な関係を築くことができ、住民の不安を取り除き、事業に対する理解が進み、自然エネルギーの健全な立地が進むのではないかと考えます。環境影響評価条例の設置について問います。

4

3番 末 広 和 基 議員

質問方式：一括

私の3月本会議一般質問に際し、御答弁いただいた内容への継続質問

「行政組織文化」に関連して、事例として複合施設建設事業への組織横断的取組みに必要な要件を掘り下げて伺います

大竹会館の事業を例として組織横断的な複合要素を持った事業の取り組みについての方針や現状は伺いましたが、現行の会計制度においては従来の予算方式・会計方式だけでは、今後あるべき事業ごと、部門ごとでの分割解析管理は不可能と考えられます。今後のセグメント分析などへの道筋からは遠ざかるばかりです。新しい会計制度をベースにした取り組みへの検討を望みます。

工務系の部署において十分記録されているデータが、断片的・継続的な視点で分析・解析に向け情報化・活用化されていないことについて

前回事例に挙げた事故断水工事の記録に類似した、土木建設関連等の記録で、ルールに基づいたデータ形式のみならず、活用可能なデジタル化されたデータベース形式として活かされている事例を伺います。

中小製造業に絞った統計情報を踏まえて、地域活動における関係について

中小製造業の現状を把握する中で、自治会を中心とした地域の活動組織との関係性の見直しを通じ、これからの可能性を伺います。

5

14番 田 中 実 穂 議員

質問方式：一問一答

無償化二法が成立した。その準備について

本年10月から幼児教育・保育の無償化、来年4月から所得の低い世帯を対象にした大学・専門学校など高等教育の無償化が開始される。本市の取り組み準備について伺う。

少子高齢化・人口減少対策について

2040年国内の高齢者人口がピークを迎える。一方、人口減少は地方で顕著になってくるといわれる。避けて通れないこの状況をどう乗り越えるか。一人暮らし高齢者の急増などへの対応は。

防災減災対策について

砂防堰堤の整備状況は。

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第2回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、このたびの定例会で御提案をいたします議案について申し上げますと、繰越明許費繰越しの報告についてを初め、継続費繰越しの報告について、大竹市土地開発公社の経営状況について、専決処分の承認を求めることについて、条例の一部改正について、規約の変更について、財産の取得について、一般会計及び特別会計の補正予算についてなど、合わせて14案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をいたします。

議員の皆様方におかれましては、どうか十二分に御審議をいただきまして、ぜひとも議決賜りますようによろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、2番、小田上尚典議員、3番、末広和基議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 会期決定について

○議長（児玉朋也） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月17日までの14日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、会期は14日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3 一般質問

○議長（児玉朋也） 日程第3、一般質問を行います。

この際、念のためお願いをしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて複数会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して、一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は、質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来の例により、5分前に1打、1分前2打、定刻で乱打いたしますので申し添えておきます。

質問の通告を受けていますので、順次発言を許します。

15番、山本孝三議員。

〔15番 山本孝三員 登壇〕

○15番（山本孝三） おはようございます。それでは、市長の手元にあらかじめ通告をいたしております順序に従いまして、率直かつ簡明な質問をさせていただきますので答弁のほうよろしくお願いいいたします。

最初に、今回子ども・子育て支援法なるものが改正をされました。そこで、現行の制度、また新たに改正された中身の中で問題視されることも幾つかあろうかと思っておりますけれども、市長のほうではどういうふうにもこの改正法なるものについての受けとめ、評価をなさっておるのか、まずそのことをお伺いをいたします。

私が問題にしております項目の幾つかを述べて、この点についても市長の見解を求めたいと思っておりますが、その一つは、これまで保育料に含まれていた3歳から5歳児の給食、おやつ代、これが保護者負担になるということでございます。聞くところによると、現行の保育料、1カ月当たり大体4,500円程度給食あるいはおやつ代が必要だそうですが、これが今度は保護者の負担になる。

それから二つ目の問題としては、消費税率の引き上げが前提で、消費税率の引き上げがなければ、この3歳から5歳児の保育料の無償化というのは実現をしないという。だから、消費税率の引き上げが前提になっておる。そうなりますと、現行でひとり親家庭などの住民税非課税のところでは、今でも保育料の無償化、軽減がされておるわけですが、こういう方には全然恩恵がない。負担だけが消費税率の引き上げによつてのしかかる。こういう筋の通らない問題点があるように私は思うんですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

それから無償化によって、私立保育所に対しては運営費や整備費は2分の1は国庫負担で措置をされるんですが、今度公立保育所については全額が市町村負担になる。これは大変な市町村の負担になると思うんですが、大竹市は、二階堂市長以来保育に関しましては保護者負担の軽減措置として、国が定める基準よりかこれを安く算定をして、保護者の負担軽減を続けてまいりました。

また、施設の整備、保育の質の向上につきましても、施設の整備につきましても、国の基準を超えて、子供が安心して成長できるような広場なり、部屋の拡充なり、こういうこ

とに取り組み、保育士の国の配置基準を上回る保育士の配置を続けてまいりました。保育時間の延長やゼロ歳児保育の実施など、他市にすぐれた実績を持つ大竹市の保育運営、この事業が後退することがあってはならないと思いますが、今回の法改正に基づく問題点を明らかにしながら、これからの大竹市の保育行政にどう取り組むのか、市長の忌憚のない見解をお聞かせ願いたいと思います。

2問目の問題ですが、これも子供に関する、国連の子どもの権利委員会から毎回のように、日本政府に対しては、国際基準に照らしての子供の権利に関するおくれが指摘をされて、是正のための勧告がなされております。

私は、そこで、具体的に国連子どもの権利委員会が総括所見、その他で指摘をしております子どもの権利条約が学校の教育現場でどう生かされておるのか、その取り組みの状況なり、また、行政機関として、この子どもの権利条約をどう認識して、子供の成長、発育に生かしていくのか、このことに関連する一連の問題についてお伺いしたいと思います。

その一つに、この子どもの権利委員会の日本政府に対する是正勧告の中に学童保育に関する所見がございます。その文言を紹介しますと、学童保育サービスの施設及び人員に関する基準を厳格に適用し、かつその実施を監視するものとする。これらのサービスが包括であることを確保するべきである。このように勧告がされておりますが、最近、新聞紙上では、学童保育にかかわる事業の大幅な変更がされようとしておるようです。さすれば、この国連の勧告の内容、日本政府がこれから実施しようとする学童保育に関して、教育委員会としてはどのように受けとめておられるのか。現行の制度が後退することがあってはならないと思いますけれども、その所見をお聞かせください。

最後の問題ですが、介護保険事業について。今、第8期介護保険事業計画の策定の過程にあります。私は、これまでの介護保険制度、事業を踏まえて、担当者を初め、執行部のほうで介護保険制度にかかわって、第8期に生かすべき、また留意すべき、配慮すべき諸問題が幾つかあろうと思うんですが、どのようにそのことについて留意をされて、第8期計画に向けての取り組みをなさっておるのかお聞かせを願いたいと思います。

そこで、最近新聞紙上に紹介された介護認定を受けておられる皆さんの多くの方が心配されておる事項が紹介されておるんですが、その中で、一番多くの心配がされておる問題の中に、介護者にとって、みて当たり前と思われる家族の存在がむしろ介護の大きな困難さを引き起こしておる。認定を受けた保険者と家族が同居しておれば介護するのは家族の責任だという、そう言わんばかりの今の制度の実態。ここはやはり実態を踏まえた見直しなり対策が必要ではないかと言われておりますけれども、担当者のほうでは、そのところをどのように受けとめておられるのか。また第8期に向けてのこうした悩みをどう解決するような方策を考えておられるのか。

それからもう一つは、今、認知症が非常に大きな問題になっておるんですが、介護認定を受けておられる方の中にも認知症として家族も本人も大変な苦勞をされているという実態があるんですが、もともと現行の介護保険法では、認知症なるものについての対処の仕方は具体的に、医学的にも、保険の適用の上でも実効性ある規定がない、このことが指摘をされておるんですが、大竹市の実態はどうでしょうか。

介護認定を受けた方の中に、認知症にかかって家族も大変苦勞されている、こういった事例があるように思うんですが実態はどうか。また今申し上げましたような問題について、第8期の事業計画の中でどう対応策について鋭意研究もし、工夫もされ、取り組もうとされておるのか聞かせていただきたいと思います。

それから介護保険で住宅改修が、大きく言えばバリアフリーの内容にもつながるんですが、20万円を限度として、その必要な改修なり、リフォームを実施できるということになっておるんですが、大竹市では、介護保険のこの制度を利用して、住宅改修、リフォームをなさったような経験を持たれる方がどれだけあるのか。また保険で20万円を限度に、もちろん1割の負担はあるんですが、利用されたケースがあるのか、わかれば紹介をしてもraitたいと思います。

それからこれも大事なことなんですが、介護認定を受けた人が、例えば要介護度1、2、3、4、5とありますが、5の人が4になる、4の人が3になる、3の人が2になる、いわゆる軽度に傾斜して重度の介護の方が、あたかも体がよくなって、介護を必要としないような方向にこれまでの介護保険の利用のもとで好転をしたというふうにもとれるんですが、私の聞く範囲ではそういうふうにはおっしゃりません。何で今まで要介護4であったのを3にするのか、むしろ家庭の事情なり身体の不自由さからすれば4が5になっても、自分としてはもっと訪問介護等の給付を受けたいのに軽度が変わったと。しかもその理由たるや、4が3になりましたよというだけの通知しかもらわないと。何でそうなったのか、せめて自分なりにこれ以上の介護が必要とするような体にならないように自立を目指して、みずからの健康管理なり予防に努めたいと思えるような、意欲的になるような、そういう審査会の理由が記されてこそ納得できるのに、審査会がこういうのを決めましたというだけでその理由は一切書かれておらないと、こういう不満が聞かれます。私は、せめて審査会の議を経て、要介護5が4になり、4が3になった、何でなったのか、そのことを親切に、本人の気持ちなり、生きる上での介護についてどうあるべきかということとともに考えられるような、そういう理由について親切に文書の上でも本人に通知すべきではないかと思いますが、そのことについて、現行の通知のあり方を見直す思いはありませんか。

このことも一つ改めてお聞かせを願い、第8期に向けての取り組みの、留意すべき一環として、ぜひ介護保険が安心して皆さんに受け入れられるような内容にぜひしていただくことを願って質問を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 私どもは、議員の皆様方の一般質問に対しましては、大変大切なものだと思って取り扱いをさせていただいております。そういうことで、事前に職員をもって、皆様方のいろんな御質問を事前にお聞きし、そして明確にお答えができるように十分な打ち合わせをして答弁書をつくってまいります。今回御質問いただいたことにつきましては、大変答弁書が意にそぐわない答弁になってしまうと思いますが、あらかじめ用意したものであって答弁することをお許しをいただきたいと思います。

山本議員の御質問にお答えいたします。2点目の子どもの権利条約のうち、学校教育に

かかわるものにつきましては、後ほど教育長が答弁いたします。

まず1点目の改正子ども・子育て支援法についてでございます。

改正子ども・子育て支援法が本年5月10日に可決・成立し、本年10月から幼児教育・保育が無償化されます。無償化の概要ですが、認可保育所や認定こども園、一部の幼稚園などに通う3歳から5歳までの児童と住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳までの児童の保育料・利用料が無償となります。なお、給食費につきましては、主食費・副食費とも無償化の対象から外れ、全額自己負担となります。また認可外の保育サービスを利用する世帯は、共働きなど保育の必要性があると認定された3歳から5歳までの児童は月額3万7,000円を、住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳までの児童は月額4万2,000円を上限に費用を補助します。

今回の幼児教育・保育の無償化は、子育て世帯の負担が軽減され、子育て世帯には歓迎される施策であると考えますが、本市としては、無償化による潜在的な需要喚起により、入所児童の増加が予想されるため、保育士の確保と施設整備が一段と重要になると考えています。

保育料の減少に伴う財源は、今年度は全額国費となっておりますが、来年度以降は、地方にも負担を求めるとされております。とはいえ、安全で快適な保育環境の整備と保育サービスの充実は大変重要な施策と考えており、現在進めております公立保育所等の再編整備を着実に実施していきたいと考えています。

企業が設置する認可外保育施設で実施する企業主導型保育事業につきましては、子ども・子育て拠出金を負担している企業が、従業員のために事業所内保育施設を設置する場合、一定の要件を満たせば国から助成を受けられ、認可保育所と同等の運営が行えます。主に従業員のお子さんを預かる施設ですが、地域のお子さんを預かることも可能です。この事業は国と企業が直接協議をして運営する仕組みとなっており、地方自治体は関与しませんが、本市で現在のところ、企業主導型保育事業を行っている企業はありません。

2点目の子どもの権利条約についてでございます。

今年、国連で子どもの権利条約が採択されてから30年、日本においても条約批准から25年という節目の年に当たります。批准国は、条約で保障された子供の権利を守る取り組みを実施し、その状況を国連子どもの権利委員会に報告して審査を受けます。今回、日本は平成22年以来の審査を受け、本年2月に日本政府への勧告が公表されました。そのうち緊急の措置を要請する勧告は、差別の禁止、子供の意見の尊重、体罰、家庭環境を奪われた子供等幅広い分野にわたっています。子供が巻き込まれる痛ましい事件・事故等の報道に触れるたび、私たち一人一人の行動はもとより、家庭、学校、地域等それぞれの取り組み、さらには、これらが連携した取り組みにより子供を守っていく必要があると強く感じております。

市といたしましても、子供の権利を守り、子供一人一人が大切にされ、心身ともに健やかに成長していけるよう、家庭・学校・地域等と連携しながら、子育て支援施策に取り組んでまいりたいと考えます。

3点目の介護保険事業についてでございます。

令和3年度からの3年間を計画期間とする第8期介護保険事業計画につきましては、今年度から策定に向けた作業を開始しています。現在、在宅介護実態調査を実施しており、さらに今年度中に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施する予定でございます。

次期計画は、これらの調査結果や各種の現状分析、将来見込みなどをもとに策定しますので、現時点で内容をお示しすることはできませんが、考え方や方向性を述べさせていただきます。

まず、ハード面につきましては、高齢者、とりわけ75歳以上の後期高齢者が増加しており、それに比例する形で認知症高齢者も増加しています。このような状況から、在宅での生活が困難になる方がふえていくことが見込まれるため、施設等整備の検討は避けて通れないものと考えています。

一般的に施設を整備した場合、介護保険料への影響が大きいことから、保険料水準とのバランスを考慮しながら検討します。その上で、施設等を整備すべきと判断した場合は、特別養護老人ホームの待機状況などをもとに、整備する施設の種別及び規模を検討することになります。

次に、ソフト面については、地域で生活する高齢者を支える仕組みのさらなる充実が必要と考えています。その際、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながる、地域共生社会の実現を念頭に置いた取り組みとする必要がございます。

近年、ダブルケアや8050問題など、複合的な課題を抱える方がふえています。一昔前であれば、隣近所の助け合いの中で解決できていた問題が、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化によって表面化しており、特定分野の公的サービスだけで、こうした問題を全て解決するには限界があります。現在、市では、介護予防を通じた地域づくりに力を入れており、徒歩圏内における住民同士がつながる場として、いきいき百歳体操の普及を努めています。このような地域が主体となり、住民同士の関係を築く取り組みを一層拡充する必要があると考えています。

また、こうした取り組みを効果的に進めていくためには、地域におけるリーダーの育成が不可欠でございます。市では、数年前から地域福祉担い手育成事業を行っており、今年度は事業規模を大幅に拡充して取り組んでいます。

住民が、我が事として地域の課題に向き合い、実際に行動していただくためにはどのような意識づけが有効なのか、また、住民同士の支え合いの輪が広がるためには、市はどのような支援を行うべきかなどを見きわめながら、第8期計画期間における事業展開を検討してまいりたいと考えております。

以上で山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） 失礼をいたします。それでは、山本議員の子どもの権利条約についての御質問にお答えをしたいと思います。

学童保育、児童クラブにつきましては通告を受けておりませんので具体的な答弁はいた

しかねますが、国の基準緩和に伴って、本市の運営に支障が出ないように十分に人員を確保して取り組みたいと考えております。

続きまして、教育現場でどう生かしているか、どう認識して取り組んでいるかという御質問にお答えいたします。

市長の答弁にもございました国連子どもの権利委員会から日本政府への勧告の内容は、多方面にわたりますが、いじめ・体罰・虐待等、学校教育にかかわるものについて現状と取り組みをお答えをいたします。

まず、学校におけるいじめにかかわる対応についてでございます。

大竹市立小・中学校における平成30年度のいじめの認知件数は、小学校13件、中学校11件でございます。内容としましては、悪口、仲間外れ、汚いもの扱いなどで1人に対して複数の人数によるいじめもございます。学校がいじめを認知すれば、組織的に事実確認及び指導を行い、加害児童生徒にみずからの言動を振り返らせ、謝罪の場を設けるとともに今後の生活への展望を持たせるよう教育を行っています。

現在、学校において道徳教育などを通して未然防止の取り組みを充実させるとともに、いじめがあるかもしれないという高いアンテナを持ち、早期発見に努めているところでございます。

次に、教職員による体罰についてでございます。

現在、大竹市立小・中学校では、教職員による体罰はありません。体罰は、学校教育法第11条において禁止されている違法行為であるとともに、児童生徒の心身に深刻な影響を与え、学校への信頼を失落させる行為です。しかしながら、依然として教職員による体罰事件の報道は後を絶たず、根絶には至っていない状況であると認識をしております。

大竹市立小・中学校において、今後も教職員が児童生徒との信頼関係を築き、冷静かつ根気強く教育を継続するように、教職員研修などに取り組んでまいります。

最後に、児童虐待についてでございます。

家庭などにおける児童虐待の実態を明らかにするための調査などは、あくまでも児童相談所などの専門機関に与えられた権限かつ責務でございます。学校では、児童虐待の防止などに関する法律を根拠として、児童生徒の心身の状態などから家庭などにおいて虐待を受けたと思われる場合、確証がなくとも速やかに福祉課児童係に通告するなど、実態を明らかにするための協力を行っています。学校は、児童虐待を発見しやすい立場であることから、今後も児童生徒一人一人の心身の状態などを注意深く把握していくよう学校に働きかけてまいります。

子どもの権利条約にかかわり、教育委員会としましては、今後も1に安全、2に学力を合い言葉として、各学校において、まず安全・安心な教育環境を確保する中で、児童生徒が意欲を持って学習し、学力を高めていく取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上で山本議員への答弁を終わります。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○15番（山本孝三） 最初の子供の問題で、いわゆる保育を必要とする園児、3歳から5歳



までが無償化されるということで、いろいろ中身については議論の余地のあるところもあります。ここでその個々の問題をつぶさに検討するというのは時間的に制約がありますので、無理かと思いますが、市長の思いとして、現行の大竹市が実施している保育行政を後退をさせないという、そういうことを私は強く望んでいるんですが、そのことについて端的なお答えが聞けなかったように思うので、もう一度これからの取り組みについて、市長の思いを聞かせてもらいたいと思います。

それから権利条約の問題で、先般ヒアリングのときに学童保育のことについてはなかったからと、こうおっしゃるんですが、教育委員会からもらった子どもの権利条約、NGOレポート連絡会、日本の第4回、第5回統合定期報告書に関する総括所見、この文書ももらいましたよね。これをももらったときに、私は、子どもの権利条約については、極めて私自身が不勉強で、それから勉強もして、4日の一般質問の際にはお互いの認識を深め、子供たちへのさらなる貢献ができるようにしたいという思いで質問しました。私も4日までまだ時間があるので勉強させてもらいますと申し上げて来たわけですね。だから、殊さらに学童保育のことについて、項目的に言わなかったから具体的な答弁はいたしかねると言わないでね、大事なことでしょ。あなたも権利条約がどうなると、こうなるとという、これは市の参考資料として課長にも教育長にも差し上げたんですから。だから、そんな後ろ向きの話じゃなしにね、せっかくの貴重な時間ですから、市としてはこのように考えるとか、国内法が不備であればそれを充足し、より発展的に捉えて取り組むんだというような前向きな答弁を私はしてもらえないんじゃないか思ったんですが、もう一度そのところを一つはっきり言ってください。

ここでの議論は、前に物事を進めて、より児童、子供がよくなるようなことを願っての話ですからね。その一番最たる責任を持っておられる教育長さんが余り消極的な発言をされたんではどうかと思うので、もう一度そのところお願いします。

それから介護の問題ですが、細かいことを聞くので申しわけないが、わかる範囲で答弁してください。

介護の軽度への傾斜件数ですね、何件ありますか。それから法の改正がありまして、施設への入所の場合は介護認定3以上でないと入所できないとなりましたが、そういうことで、申し込みをしたが入所できなかったというケースがありますか。その場合、何で入所できないかという理由を家族や本人によく説明をして、対応されておるんだと思うんですが、件数だけわかれば教えてください。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 市長の意見をということをお伺いしました。

私、まさに大竹市、私どもにとって子供たちは宝であると思っております。そういう意味で、子供さんを出産・育児・教育しやすい、そういうものはしっかり行政としてつくり上げていきたいと思っております。そういう意味で、小方地区の保育所につきましては、統合して大竹市役所の前に新しく保育施設をつくりたいということで今進めております。

まさに保育、それからこれから先、幼児期からの教育が非常に大切になっております。そういう意味で公立の保育所は残していきたいという思いで、しっかりと力を入れていき

たいと思いますので、御理解をよろしくお願いします。

○議長（児玉朋也） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、御質問に再度お答えをさせていただきます。

言うまでもなく、子供というのは1人の人間として尊重されなければなりません。それを守る、守られるという立場ではなく、1人の人として権利を行使する主体として、当然これは保障をされなければならないと考えております。

本市の本年度の乳幼児数及び18歳未満の人数については、私のほうも数字を持ち合わせておりませんが、小・中児童数、生徒数につきましては、5月1日現在で1,783名です。当然その中に児童クラブに通っている子供もいるわけでございます。先ほど市長からもございました。この子供たちは大竹市の将来を担う宝であり、しっかりと育てていくことは、私たち当然大人の責務でもありますし、本教育委員会の大きな仕事の一つでもございます。

そういう中で、子供を取り巻く環境というのはやはり複雑、そして多様化しております。そういう意味では、子供間同士の豊かな関係、そのあたりがなくなりつつあるということもございます。

また先ほどから出ております虐待などの暴力により、子供の健全な成長発達が著しいという、難しい状況となっているのも、これも事実でございます。だからこそ、私たち教育に携わる全ての関係する者、そして保護者を含めたより多くの大人が常に子供を生活の中心に座らせ、子供の人間的な成長、発達を支援し、見届けていかなければならないと思っております。そのことは子供を人としてとうとぶ、社会の一員として重んじる、よい環境の中で育てるということにつながると思っております。

その実現に向け私たちは、先ほど来から山本議員さんのほうからあります、例えば学童保育であり、いろいろなじめであり、学校にさまざまな問題がございます。そのあたりに真摯にやはり向き合い、しっかりと大竹市の子供たちを育てていくということ、実践を積み重ねていくことが非常に重要だと考えております。

当然、国連子どもの権利委員会の勧告内容をしっかりとまたこちらで吟味し、協議を重ねながら児童クラブについてもより充実したものになるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 地域介護課長。

○地域介護課長（佐伯和規） それでは、最初にいただきました質問も含めて数点お答えをいたしたいと思います。

まず介護に当たって、家族の存在についての御質問がございました。おっしゃられるのは、訪問介護、ホームヘルプサービスのときに同居家族がいる場合は生活援助という、調理、洗濯、掃除、そういった介護について提供することができないと言われるというルールをおっしゃっておられるんだと思いますけど、公的なサービスである以上、ある一定の全国的なルールがございます。それに沿って運用しているというところでございますが、例えば、同居の家族があるといいますが、日中子供さんがお仕事で独居状態になるとか、そういった場合につきましては、そういった状況を鑑みて、サービス担当者会議といった

会議等も踏まえ、この方にはサービスが必要であるという判断がされた場合にはサービス提供できるといったところもありますので、そういったところで対応しているところがございます。

それから、2番目の認知症に関することです。市長からの答弁もありましたように、認知症の高齢者につきましては年々増加しているという状況でございます。こういったところもありまして、大竹市では平成26年度から認知症初期集中支援チーム、それから認知症地域支援推進員を医療法人のほうに委託し、配置をしております。それから平成27年度からは、認知症に特化した地域包括支援センターのほうも同じ法人のほうに委託設置をしております。そうしたことから、認知症の初期の段階の方から重度化した方まで、もともと認知症の方が入院できる施設でもありますので、そういった包括的な支援ができる体制を整えておまして、いろいろと住民の方と意見交換をするのに頼りになっていると、そういった御意見をお聞きすることもございます。

それから3点目の住宅改修についてですが、件数ということですが、平成26年度から平成29年度の4年間の数値がありまして、平均すると153件となっております。

それから4点目につきましては、2回目の質問とあわせてお答えをさせていただきます。

要介護認定が重度から軽度に変更になったというケースでございます。まずその件数でございますが、平成29年度における更新と区分変更という申請がございましたが、これが1,113件ございました。このうち前回の介護度よりも軽度の判定が出た、いわゆる介護度が下がったケースは126件でございます。逆に重度の判定が出た、重くなったというケースは439件でございます。前回と変わらなかった件数が548件でございます。

それから軽度になったときにその理由でございますが、理由につきましては、その結果をお知らせする認定結果通知のほうに理由を記載しております。その記載内容でございますが、認定調査結果及び主治医の意見書に基づき検査した結果、当該認定結果に相当する状態であると認められたためと一律の記載をしております。その理由につきましては、介護認定審査会における審査は、主治医の意見書や認定調査員による認定結果などの資料をもとに申請者の現在の状態について、身体の動きの制限の有無や生活面での支障の有無、認知症機能の低下の度合いなどさまざまな項目について総合的に勘案し、判定をしており、一部の項目のみに着目して判定していないことから、それぞれのケースについて特定の限定的な説明が難しいことから一律の記載としているところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○15番（山本孝三） 子供の支援の問題で担当者はどなたですかね。今、大竹市の現行の保育行政の問題で、例えば、近隣市町村と比較して国の基準よりか保育料はランクを細分化してより負担を公平化することも含めてね、軽減措置を維持していると私は認識をしているんですが、これは現在どんな状況ですか。保育料の軽減措置、国の基準に照らして、それから保育士の配置基準、また国の補助対象になる施設のスペースを超えて大竹市はこれまで保育所の建設を進めてきたと思うんですが、そういう施設の整備の状況なり、他市と比較してすぐれていると見ているんですが、担当者としてはそういうことを含めて、どう

いうふうは大竹市の保育行政が他市に比べて充実しているかという、誇るべき行政分野の一つだと思っておられるのかを聞かせてください。

それからさっき私が教育委員会からもらいましたこの勧告の概要ですね。それと私が教育委員会にお渡しした勧告の事項、これに照らして今の学童保育の問題についてはどう変わるんですか。変わるんでしょう。だから、変わるにしても、現行の大竹市が実施している水準が後退しないようにしてほしいという思いで質問しておるんで、そういうふうを受けとめていただいて、教育委員会からもらったこの文書にも、私がお渡しした勧告の事項についてもそのことに触れておるんでね、率直に一つこれからの取り組みについて聞かせてください。学童保育は変わるんでしょう、制度上中身が。後退することがあってはよくないという思いで質問させてもらっとるんでね。

それから介護の問題で、お年寄りが認定を受けざるを得ないような状況になられてね、要介護3じゃ、4じゃいうふうなことになるとほとんど家庭から外へ出るのが非常に不自由なこともあるし、身体的にね、また気分的にも外へ出て知り合いの方や若いころにいる苦労してきた友達とか、話もしてみたいとかいう思いがあってもなかなか外出が難しいという方がおられると思うんですね。そうするとますます体も衰えるし、本人の気分もなえてくると思うんですね。

私が調べた、長野県がそういう方をやっぱり、健康管理補助員制度というのをつくってね、何か4,500人そういう人を養成して自主的に健康管理をやると、またそのためのサポーターとして活躍されるという制度をつくっておられるということですが、私は高齢者が家庭に引きこもって、介護の援助だけで、給付だけで生きていくということをいや応なしにせざるを得ないという状況を少しでも改善して、地域でそういうことに対しての健康管理なり予防介護なりのことを日常的に話し合い、また身体を動かせるような場合には、それにふさわしい動作もし合えるといったことを地域的にリーダーを養成して組織するぐらいのことをやったらどうかと思うんですが、既に大竹市はそういうところまでやるとるんだということなら、それはさらに充実させてもらえばいいと思うんですね。全市的には70を超える自治会があって、そこには福祉部もある、進んだところではボランティアを組織して、老人介護に手を尽くしておられるところもあるわけですから、そういう経験を生かしてぜひ取り組んでもらいたいと思うんですが、質問最後になりますのでよろしく願いします。

○議長（児玉朋也） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは御質問にお答えさせていただきます。

法改正の内容につきましては、児童クラブに確保しなければならない指導員の人数が今後緩和されるとのことですが、円滑に運営できるよう人員確保とあわせてサービスの質の向上に努めてまいりたいと思っております。

やはり学校教育、児童クラブもそうですけれども、人というのがやはり一番の重要なポイントにもなっております。そういう意味では、先ほど申しましたようなことを重々こちらでも認識し、より子供たちの幸せということを考えながら取り組みを進めてまいりたいと思っております。

最後でございますけれども、山本議員、子どもの権利条約の資料につきましては、教育委員会のほうからはお渡しはしておりませんので、そのあたりはよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 福祉課長。

○福祉課長（神代 亨） 失礼いたします。保育料ですけれども、御存じのように、所得の低い階層の方の負担が少なく、所得の高い階層の方の負担が高くなるよう累進性を高めているのは御承知のことかと思えます。

現在、国の基準では8階層の区分となっておりますが、本市では、現行保育料は22階層としており、より細分化して保護者の方の負担の軽減を図っております。

保育士の配置基準ですけれども、大竹市の公立保育所を国の基準と比較しますと、国の基準では39.5人が必要と計算上出るんですけども、実際の大竹市の保育士は45人となっております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 地域介護課長。

○地域介護課長（佐伯和規） 先ほど1点答弁漏れがありましたので、まずそれからお答えしたいと思います。

特別養護老人ホームへの入所者の状況でございます。

明確な数字は持ち合わせておりませんので、議員が御質問なさっている答えになっているかどうかわかりませんが、特別養護老人ホームですね、複数の施設に申し込むことができますので、その件数というよりも実数、人数を計算をした資料が手元にありまして、特別養護老人ホームの待機者数となっております。昨年の4月1日現在の統計でございますけど、現在要介護3以上の方が申し込みできますが、60名の方が申し込みをされております。そのうち在宅の方が22名ということで、この方のうち何名がその後入所という、そのあたりのデータは持ち合わせておりませんが、60名の方は待機状態であるということでございます。

それから先ほどの御質問でございます。要介護3、4の方とおっしゃられましたが、重度の方についてでございます。

先ほど市長から答弁もしましたように、第8期介護保険事業計画の策定に向けて、地域で地域の高齢者を支え合う仕組みづくり、取り組みを進めてまいりたいと申し上げましたように、地域で集まる場、集いの場、そういったものをつくっていく取り組みを現在もしておりますが、今後さらに充実をさせていただきたいと思っております。差し向きはなかなか重度の要介護認定を受けられた方がその場に集まることは難しいとは思いますが、こういった取り組みを続け、広げていくことによって、いずれ皆さん年を重ねていかれますので、その中で通いの場に来ることができなくなった方もそういった集まった場から、それぞれが支え合っていくといった仕組みにだんだんとなっていくのではないかと期待しながら、現在、集いの場づくりといったものを進めているところでございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 続いて2番、小田上尚典議員。

〔2番 小田上尚典議員 登壇〕

○2番（小田上尚典） 2番、青葉の候の小田上です。平成から令和と新しい時代の幕あけとなり、令和初の本会議ですので、明るい未来を想像していけるような質問をさせていただこうと思います。よろしくお願いいたします。

安心・安全、明るいまちをつくるためには、日ごろからの地域とのつながりや人とのつながり、情報とのつながりやつき合い方などいま一度考え、現状ある資産や財産をどのような活用ができるのか、どのような可能性があるのか一緒に考えていただく機会にできればと思っております。

平成30年7月豪雨災害から1年を迎えようとしています。日ごろの備えがいかに大切かは、市民の皆さんや職員の皆さん、さまざまところで感じておられることだと思います。前回は情報発信として既存の防災行政無線や個別受信機、そしてアナログなラジオを使った情報提供の提案をさせていただきました。今回は、公衆無線LAN、インターネット環境の整備について伺います。

総務省は、防災等に資するWi-Fi環境の整備計画に基づき、2019年度までに防災拠点約3万カ所におけるWi-Fi環境を整備することを推進しているのは御存じだろうと思います。この計画は、日本再興戦略2016等に基づき、地方公共団体に対して整備状況の調査を行い、平成30年12月に整備計画が更新されています。こちらは3カ年計画で本年が最終年度となりますが、平成30年に改定された地域IoT実装推進ロードマップなどを見ても、日本全体としてインターネット環境づくりに取り組む姿勢が伺えます。

総務省の発表によると、整備率は本年2月時点で全国平均73.3%、中国5県で見ると広島県は68.8%と平均を下回っています。残り4県は80%を超えており、差が大きく開いているように見受けられます。

経緯は違えど、インターネット環境の整備は官民間問わず推進されており、通信事業者を初めとする企業、団体、自治体が参画する無線LANビジネス推進連絡会において、大規模災害時に無料でインターネットに接続できる災害統一SSID00000JAPANが2016年4月に発生した熊本地震から運用が開始され、昨年の豪雨災害でも開放されました。

技術革新のスピードは速く、2011年の東日本大震災のときには、モバイル端末の普及率が約94.5%のうちスマートフォンは29.3%でした。熊本地震の発生した2016年では、スマートフォンが70%を超えており、加えて2017年にはタブレットの保有率が4割に迫るなどWi-Fi環境があることによる効果は一段と大きくなったといえます。

その技術革新の最中である平成19年に地域BWAの制度が整備されました。地域BWAとは、地域広帯域移動無線アクセス、ブロードバンド・ワイヤレス・アクセスの略で、2.5ギガヘルツ帯の周波数の電波を利用し、地域の公共サービスの向上やデジタル・デバイドの解消等、地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的とした電気通信業務用の無線システムです。

この地域BWAのサービス区域は、一つの市町村の行政区域の全部または一部、都道府県の行政区域の一部などを対象としています。地域BWAシステムは、これらの対象区域

において地域の暮らし、防災情報の配信、児童・高齢者見守り、学校などのネット利用、交通機関の運行情報、商店街監視カメラなどの映像伝送、条件不利地域の解消など、地域住民のためのサービスの実現を通じて、地域の公共の福祉の増進に寄与するために用いられるものです。

平成27年より高度化システムの採用をしたことで着実に広がりを見せ、全国209の市町村で採用されています。近隣では、廿日市市や岩国市でも導入されており、活用の幅に期待が持たれます。

電気通信業務用の無線システムであることから、自治体そのものが免許主体になることができず、既存の通信事業者の参入にも制限があり、全国的にはケーブルテレビ事業者が免許人として整備していく傾向にあります。

事業化に際しては、提供エリアの自治体と協定を締結する必要や、参入できるのは市区町村ごとに1者に限定されるなど、事業参入のハードルが高いと指摘もあるこの事業が大竹市において導入予定があると伺い、大変うれしく思っています。それと同時に、今後どのように活用されていくのか期待が膨らみ、スマートシティへの大きな一歩を踏み出したといっても過言ではないと思います。もちろん事業者主体によるもので、各事業者の方針により運営方法はさまざまです。地域の事情に合わせて提供されているサービスは異なります。

本市においては、災害時に活用できる公衆無線LANとしての活用も見込まれているようですが、昨年10月13日の毎日新聞の記事で、災害時に開放する公衆無線LANを整備している自治体の約3割が防災拠点における開放手順を定めていないと報道されており、実際有事のときに使えないといった例も報告されています。

大規模災害発生時における公衆無線LANの開放に関するガイドラインなども策定されていますが、本市においてはどのような運用方法、開設手順を考えておられるのでしょうか。そして災害時だけでなく、情報インフラの基盤となり得るこのシステムを日ごろから有効活用していく計画などお考えがありましたらお聞かせください。

以上で登壇しての質問を終わります。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 無線高速データ通信につきまして、大変造詣の深い小田上議員ならではの御質問だと思います。御提案をいただいての御質問ありがとうございます。それでは小田上議員の御質問にお答えいたします。

地域BWA、広帯域移動無線アクセスの導入のために、事業者が地域BWAの無線局の免許を取得する際には、設備・設置場所等の確定と事業計画の策定を行い、自治体との協定等を締結する必要があります。

本市では、ケーブルテレビを運営する株式会社ちゅピCOMふれあいから、事業を実施したいとの申し出がございました。提出された計画によれば、事業者が市内に2カ所の基地局を設置し、これにより、基地局から半径1.5キロメートル程度の範囲で高速の無線通信サービスを利用することが可能となります。また、事業者から地域BWAへの接続に必

要な機器が本市に無償で貸与されることとなっております。この機器を設置すれば臨時の無線LAN環境が容易に構築できます。事業者へは、昨年10月16日付で計画に同意する旨を回答しました。現在、市内2カ所の公共施設に基地局を設置するための準備を行っているとお聞きしています。このサービスを利用すると、例えば災害時に避難所に接続機器を設置すれば、すぐに公衆無線LANの環境が構築でき、災害時に発生が想定される電波がつながりにくいという、通信状況の改善が見込めます。避難所における具体的な運用方法や開設手順につきましては、今後検討してまいります。また、平常時には一般的には、地域の見守りや観光客への情報発信といった活用が考えられます。

事業提案をいただいたときに、幾つかの活用方法を検討しましたが、費用対効果が見込めないことや、設置を予定する基地局のエリア内での利用に限定されるため、現段階では具体的な活用は決まっておりません。

高速の無線通信サービスは、今後ますます重要度が高まると想像されます。株式会社ちゅピCOMふれあいが、地域BWAを活用して一般向け通信サービスとして乗り出すことも可能であり、利用者がふえれば、基地局を増設するといった事業展開も考えられます。基地局の増設等については、今後も事業者と協議を行うことになっており、実現すれば有効に活用できる場面がふえますので、他市町の先進事例等を研究しながら、今後も活用策を検討していきたいと考えています。

以上で小田上議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長(児玉朋也) 小田上議員。

○2番(小田上尚典) 御答弁ありがとうございます。市内に2カ所公共施設という話がありました。この地域BWAのシステムというのは、もちろん事業者さんが利益を出して運用していくものなんでしょうけども、平時の情報インフラとしての幅というのはすごくあるように感じます。

そして隣の市である廿日市市さんを見たときに、市民センターとかには日ごろから無線LAN使える環境がありますとか、災害時にはFMはつかいちさんと協定を結んでいるようなので、実際に災害時にこの地域BWAの電波をどう運用しますよという規定はないようです。

ただ本市において、この公共施設に2カ所予定っていうところ伺いましたので、災害時に情報を得る手段を確保するという観点でとても重要だと思うんですね。そう考えていったときに、現状大竹市の中で公民館やコミュニティサロン、こういう公共性の高い施設で公衆無線LANが利用できるようになっているところあるのか教えていただけますか。

○議長(児玉朋也) 企画財政課長。

○企画財政課長(三上 建) 現在のところ大竹市の公共施設において公衆無線無線LANを利用できる施設はございません。

以上です。

○議長(児玉朋也) 小田上議員。

○2番(小田上尚典) ありがとうございます。ひとまずこの活用というところからどんどん広げていけたらなと思うんですけど、防災っていう観点で伺ってますので、日ごろの活



用を考えてないよと、入り口としてはそうなんだろうと思います。ただ日ごろからのインフラと考えていったときに、例えば、長期の避難生活を送る場合には学校も避難所指定されていると思います。そういうところにあるとネット環境を利用した授業ができるとか、公共施設にネット環境が使えるようにしておくことで、例えば子供たちが集まって宿題をしたり、調べものをしたり、休みの日に集まって利用するとかそういう環境ができ上がったとすると、こういうところでは地域の方もおられますし、もちろん施設では施設の職員さんおられると、そういうつながりが増えて、子供たちの様子をうかがい知るきっかけにもなるんじゃないかなと思います。なので、いつも元気なのにあれおかしいなとか、元気がないな、あの子はきょう来てないな、みたいなことにもつながるんじゃないかなと思います。こういう地域のつながりをふやすというところで有事の際にその人たちが起点となって動いてくれたり、その情報収集のためだけに使えますっていう視点じゃなくて、インターネット環境ができます。しかも市に無償で貸し出しがありますといった、すごい小さな変化ではあると思うんですけど、ここからどんどん有効活用の幅広がってくるんじゃないかなと、せつかくあるものを眠らせといてもしょうがない、もったいないなという気がするので、最大限有効活用していくことも考えていかないといけないんじゃないかなと思います。その点についていかがでしょうか。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三上 建） 市の負担なしで高速の無線通信が可能な環境を整備していただけますので、有効活用したいとは考えているところでございます。

しかし、先ほど市長が答弁しましたように、事業者から事業提案をいただきましたときに幾つかの活用方法を検討いたしました。平常時の活用方法は現在のところ決まっていないという状況です。御提案のありましたまちづくりの観点も含めて再度検討したいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 小田上議員。

○2番（小田上尚典） ありがとうございます。事業者さんが絡んでくることですので、こうしますって言ったのはできないと思いますが、すごくいいじゃないかなと思うのが、無償貸与っていうところですよ。もちろんちゅピCOMさん自体は、廿日市市、広島市、尾道市で同じような事業をされてまして、ノウハウもしっかりあるということで、今後広がっていく可能性は十分にあると、そうなっていったときにどんどん避難所でも使えます。今想定できているカバーよりもどんどん広がったエリアカバーできますよという相乗効果が生まれてくるんじゃないかなというところあります。災害時に使えますとなっても、使い方がわからないということが多いと思うんですよ。

先日なんですけど、3歳児健診で息子を健診に連れていったんですけど、そのときに、最後保育士さんですかね、話をして、歯の様子だったり虫歯のことだったり、日ごろの生活だったり聞いた後に、防災行政無線のメール登録をしてくださいと紙を出されて、よかったなと。ただ、これが何なのかよくわからないんですけどっていう言葉があったので、惜しいなという気もしたんですけど、そういう日ごろからだと思うんです。何事も日ごろ

から。災害時だけ使えます、災害時に運用しますだと、さっきも壇上で言いました、3割が規定がないとか実際に使えなかったということもあろうと思うので、あるものは使っていただきたいなと思います。なので、検討いただくと言われましたけど、日ごろから使える環境、公共施設ですので、来られて、使って、これは十分日ごろからの宣伝効果になるんじゃないかなと思います。

なので、市民の方のメリットばかりを言いましたけども、実際に避難所だったり設営する職員さんの側からも、日ごろから使っているから使い方がわかるだとか、運用する側からもメリットはすごくあると思います。なので、どこか倉庫に眠らせておくとかじゃなくて、そういう使い方ができるといいますので、これ日ごろから開放していただけたらなと思います。そのあたりを最後もう一度お聞かせください。

○議長(児玉朋也) 企画財政課長。

○企画財政課長(三上 建) 公衆無線LANを公共施設において常時開放するということになりますと、セキュリティや施設管理の点で課題があると考えております。また当初の目的である災害時の活用に支障を来さないよう、慎重に平常時の活用方法については検討していきたいと考えております。御提案ありがとうございます。

○議長(児玉朋也) 小田上議員。

○2番(小田上尚典) ありがとうございます。セキュリティの面も、これはもう事業者さんに頼るしかないところもあるんだろうと思いますが、日ごろから使えますよ、さっきの防災メールじゃないですけど、日ごろから周知していくっていうときに、周知していくことが最も重要で、これ防災行政無線と防災メールと個別受信機と一番防災っていう観点で違う点で、あっても困らない、あってもうるさくない、あっても迷惑じゃないというネガティブな要素が全くないインフラだと思います。利用する側の方からしたらですね。こういうところで大竹市使えるようになってますよと、公共施設には今ゼロっていうことなのでね、そのあたりしっかりと活用していただけたらと思います。今後よろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(児玉朋也) 続いて11番、山崎年一議員。

[11番 山崎年一議員 登壇]

○11番(山崎年一) 11番、風の山崎でございます。私は、本市の太陽光発電の開発の現状と課題について問います。

2011年3月11日の東日本大震災による福島第1原発事故は、大変な規模の放射線被曝を引き起こし、社会全体に大きな影響を及ぼしました。この原発事故により、原発のコストが高いことが国民の前に明らかにされました。国などによる出資や立てかえなどの賠償費用は10兆円を超えていると言われ、これは税金や電気料金を通じて国民が負担をしているものであります。それでも事故の収束には至っていません。溶け落ちた核燃料デブリの取り扱いも見通しが立っていません。事故対応費用が最大で81兆円になるとの民間の調査機関も発表しております。また使用済み核燃料の再処理も10万年もの長期間の管理はどれだけの負担がかかるのか算定は不可能だと言われております。

この事故をきっかけとしまして、日本でも再生可能エネルギーの必要性が認められ、省エネは急速に普及し、拡大してまいりました。地上設置型のメガソーラーは2016年3月時点で、全国で2,057件が設置されていると環境省が発表しております。

そのような背景の中で、我が大竹市や周辺においても大規模太陽光発電が計画されています。大竹市地籍では、栗谷町大栗林地区と栗谷町谷和地区の2カ所で、また栗谷地区に隣接した廿日市市地籍の大野字嵐谷地区においての1カ所の合計3カ所において計画、実施されています。

栗谷町大栗林地区においては、造成地の開発は完了したとのことですが、今後の事業展開はどのようになるのでしょうか。

栗谷町谷和地区においては、下流地域の住民が反対されています。一部計画地の変更等が検討されているようですが、現在の状況について問います。

廿日市市大野字嵐谷地区については、現状はまさに、さいの河原の状態であります。自然環境の変化が災害に直結する事例を目の当たりにするものであります。

そのようなところから初めに問います。大竹市並びに周辺の、計3カ所の太陽光発電事業のそれぞれの進捗状況はどのようになっていますか。また今後の稼働予定、計画規模等についても問います。

次に、近年では、太陽光発電の設置をめぐり各地で住民とのトラブルも増加しています。特に大規模なメガソーラーについては、地域住民の環境不安が指摘され、住民の反対運動に中止や再検討されている事業もあります。瀬戸内海に浮かぶ香川県の豊島、そのほか公表されているだけでも高知県四万十市、土佐清水市、茨城県つくば市、長野県の富士見市など上げれば切りがありません。

栗谷町谷和地区の太陽光発電事業は、下流地域の住民の皆さんが前飯谷川からの水源を飲料水として利用されておられ、前飯谷川の上流の森林を伐採し、林地開発されることは水質の悪化や泥水の発生、保水力の低下や水源の枯渇、土石流や鉄砲水の発生、生態系の破壊など住民の生活圏が侵害されると訴えられています。また事業終了後の太陽光パネルや機材の回収等についても懸念があるとされ、大竹市はもとより広島県に反対の陳情もされたと伺っております。

地域住民にとっては自分たちが日常に使う生活水でありますから、その水源に大規模な開発がされるなど看過できないのは当然であります。地域住民の反対についてどのように対応されたのでしょうか。本市の対応について問います。

廿日市市の大野字嵐谷地区の事例も大竹市栗谷町谷和地区の事例も、近隣住民が直接事業を目の当たりにすることができ、事業についての判断ができます。これらの事業は、太陽光発電事業が地元住民に影響を与えることが目に見える形であられましたので、地域住民の反応が公にされました。

一方で、栗谷町大栗林地区の太陽光発電事業は、周辺に民家もなく現地は立入禁止区域とされ、市民の目に触れることはありません。むしろ市民からは何が行われているのかさっぱりわからないというのが実態です。

ところで、この3事業とも弥栄ダムの上流に位置し、発電環境を維持するための除草剤

の散布や太陽光パネルの洗浄など薬剤が使用されることになれば、おのずと玖島川や高祖川などから弥栄ダムへと流入します。

また太陽光パネルには、カドミウムや鉛、セレンが使用されています。老朽化したパネルなどから有害物質が流出するなどの危険もあります。

弥栄ダム湖の水は、大竹市民はもとより広く廿日市市民にも供給されています。大きな水源でありますから、直ちに影響があるとは言えませんが、20年、30年と長年にわたり飲料とすることで、薬害などの水質汚染や事故などの場合の生活環境の悪化などが懸念されると思いますが、対応について問います。

次に、広い敷地面積を必要とするメガソーラーの設置をめぐり、国の有効的な規制策がない中で、自治体が独自に環境を保護する目的で環境条例や規制条例を制定するなどの動きもあります。また健康や生活への影響も懸念され、自治体による設置基準に規制を設ける動きもあります。

しかし再生可能エネルギーは、今後ともクリーンエネルギーとして拡大されなければなりません。そういったことから自治体の規制も事業を進めながら住民とのコミュニケーションを図り、円滑な事業実施が図られる必要があります。

岡山県は、今年度中の施行を目指し、6月議会に土砂災害の危険性が高い急傾斜地への太陽光発電の設置を禁止する条例を提出するとしています。この規制は、災害が起きた場合に、太陽光パネルが破損し、地元住民に被害が及ぶ可能性を受けた対応と言われています。禁止区域とされたのは、砂防指定地や地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域などです。災害時に太陽光パネルが崩壊して、有害物質が流出し、土砂災害とともに有害物質の被害の可能性を危惧されて制定されるようであります。

2018年6月から7月にかけて発生した西日本豪雨では、山間部に設置された太陽光発電が崩落し、感電のおそれがあるとして地元住民への警戒が呼びかけられました。自然災害による太陽光発電事故が周辺住民に及ぼす影響は、衝撃的なニュースでありました。また太陽光発電パネルが崩壊し、新幹線が運休となった報道もありました。鬼怒川の大規模水害では、川沿いの発電設備が水没し、流出、感電の危険が指摘され、破損したパネルの液漏れによる環境被害などの懸念もあるとの報道もありました。

住民の身近な太陽光発電設備では、規模の大小ではありますが、廿日市市においては、企業の撤退後に、工場跡地に太陽光パネルを設置し、太陽光発電をされています。本市においても工場敷地内に太陽光発電の設備を設置され、稼働されている事例もあります。

また今後、企業の動向などによっては、企業の敷地を利用して太陽光発電を行うなどの事業が立ち上がるということもあり得ると思うわけであります。そういった場合に、環境が現状よりも好転する可能性もありますが、他方でほかのリスクが表面化する可能性もあります。そういったことも今後規制を検討しておく必要があるのではないかと考えるものですが、ここらあたりのお考えについてもお伺いいたします。

2012年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度、FITが導入されてから飛躍的に自然エネルギーの導入が進んでいます。太陽光発電の場合には20年間国の定める価格で電力会社が全量買い取るという制度が設定されました。その後、年々買い取り価格は下が

っています。買い取り期間が終了後、太陽光パネルを放置したり不法投棄されることが早くも専門家の中では危惧されております。太陽光発電の場合は、これらの懸念とともに、多くの場合、地元住民から生活環境の変化や土砂災害、あるいは水質汚染などの懸念の声が上がられています。そうした懸念の声がある中で、事故処理など環境面から規制をかけておくことで、住民の健康被害の懸念や事故に対する不安をなくすことはできます。

環境保全上の留意点について、地域に即した情報を提供され、適切な保全対策が検討できるためには、届け出や環境影響調査を義務づけるなどの条例があれば、行政や住民との良好なコミュニケーションを図ることができ、住民の不安を取り除き、事業に対する理解が得られると思うわけです。

事業実施後においても継続的な調査が行われ、透明性の高い環境影響調査が行われれば、地域の理解と協力は一層進み、再生可能エネルギーの健全な立地が促進されるのではないかと考えます。また、事業終了後のパネル機具などの整理も義務づけるなどのことが織り込まれていれば、住民にとっても安心してできるものではありませんか。

環境影響評価は、規制ではなく事業者が環境影響の調査、予測や評価を行い、データなどを公表して地域住民や自治体等の意見を聞き、それらの要望を踏まえて環境の保全を行い、よりよい事業の計画をつくり上げていく制度だと思っております。

本市において、環境影響評価条例の設置について検討いただいたことはありませんでしょうか。また条例設置に向けた取り組みについて問います。

以上、壇上での質問を終わります。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 今、全世界でサステナブル、いわゆる持続可能性が叫ばれております。その中で、再生可能エネルギー、特に日本の場合、太陽光発電が注目をされております。新しい事業、技術には必ず新たな多くの問題やあつれきが発生してまいります。国・県としっかり連携しながら、市として取り組みを見きわめながら進めてまいりたいと考えております。

それでは山崎議員の御質問にお答えいたします。

まず、関係者、関係機関から得られている情報でございますが、地区ごとの進捗状況と今後の稼働予定、計画規模などをお答えいたします。

栗谷町大栗林地区は、林地開発申請全体の面積が15.6ヘクタールで、そのうち、開発行為に係る面積は7.3ヘクタールでございます。本年3月1日に林地開発工事は完了し、広島県が確認を終えています。事業者への聞き取りでは、太陽光発電設備の設置工事の期間は、本年4月から10月末までで、来年3月末には売電を開始する予定です。発電出力は、経済産業省資源エネルギー庁公表の認定情報によると、3,960キロワットとなっております。

栗谷町谷和地区は、本年4月に林地開発許可申請が広島県に提出されています。その内容によりますと、全体の面積が70.7ヘクタールで、そのうち、開発行為に係る面積は35.3ヘクタールとなっており、現在、広島県から林地開発事業者に対して申請内容を照会している状況と伺っています。発電出力は、認定情報によると、2万9,700キロワットとなつ

ています。

廿日市市大野字嵐谷地区は、昨年8月に林地開発変更申請が廿日市市に提出されています。その内容によりますと、変更申請全体の面積が25.9ヘクタールで、そのうち、開発行為に係る面積は16.4ヘクタールとなっており、現在、廿日市市から林地開発事業者に対して変更申請の内容を照会している状況と伺っています。発電出力は、認定情報によると、1万キロワットとなっています。

栗谷町谷和地区の開発計画に関しては、前飯谷川の水を飲料水として利用している前飯谷地区の住民の皆様方から、環境面での影響を強く懸念していることにつきまして、陳情を受けています。

これまでの経緯でございますが、本年3月に、開発事業者から普通河川等土木工事許可申請書が市を経由して広島県に提出されています。市では、開発事業者に対し、地域住民へ十分に説明するよう、また、前飯谷川が生活水となっていることから、安心・安全な生活水の確保は特に重要なことであり、今回の栗谷町谷和地区の開発計画を住民が懸念していることもお話しています。4月25日に開発事業者により、前飯谷地区の住民に説明会が開催されました。説明会では、開発計画の概要説明の後、地域住民からは、生活水となる前飯谷川の上流域を開発することに対して環境の悪化などを強く懸念し、この開発計画には反対であること、前飯谷地区に影響があると考えた区域の開発を行わず、現在の自然森林をそのまま残し、環境への影響がないことが確認できれば、開発計画に反対する前提がなくなることなどの御意見があったようでございます。その後、先月になって、開発事業者からは、現在提出している申請を一旦取り下げ、前飯谷地区へ影響のある河川流域を除いた区域を開発区域として、改めて申請する意向と聞いております。今後、見直し後の図面などが整いましたら、改めて、県、市、自治会に説明がされることとなっています。

次に、市独自の環境影響評価条例を制定してはどうかとの御質問でございます。

太陽光発電の普及は、地球温暖化対策の観点からは望ましいことでございます。しかしながら、大規模太陽光発電所いわゆるメガソーラーと言われる地上設置型の大規模な施設では、傾斜地における土砂災害や動植物・生態系への影響といった生活環境や自然環境への影響のほか、森林伐採や太陽光パネルの景観などへの影響などが懸念される状況が全国各地で発生しております。

環境影響評価とは、工業団地の造成など、主に大規模な開発事業などによる環境への影響を事業者みずからが事前に調査・予測・評価し、住民や地方公共団体の意見を踏まえて、環境保全の観点からよりよい事業計画をつくり上げていこうとする制度でございます。この制度は、環境影響評価法や都道府県などの条例に規定されていますが、現時点では、太陽光発電施設の設置は、国の法律においても、広島県の条例においても評価の対象事業とはなっておらず、事業者の実施義務はございません。

しかしながら、現在、国において、メガソーラーを評価の対象とするよう検討が進められており、早ければ来年度から、出力4万キロワット以上のメガソーラーの全てと、環境への影響が大きいと考えられる3万キロワット以上のメガソーラーに対し、法令による評価の実施が適用される見込みでございます。

こうした状況を踏まえ、まずは、広島県の条例においても太陽光発電施設の設置を環境影響評価の対象事業とし、また、国の基準より小さな発電出力でも評価対象として検討するよう、県主催の会議などの機会を捉えて働きかけていきたいと考えています。

以上で山崎議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

なお、再開は午後1時を予定しております。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時48分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

山崎議員、2回目の質問から入ります。山崎議員。

○11番（山崎年一） 先ほどの御答弁ありがとうございました。それで、私が聞き漏らしたかもわかりませんが、弥栄ダムの水質汚染についての答弁がなかったように思うんですが、もし答弁されたのであれば、同じところで結構でございますので、もう一度お願いをいたします。

ところで、廿日市市大野字嵐谷地区の設置予定の太陽光発電であります。これ見るからに土砂災害に弱くて、まさにこのまま放置すれば交通障害や河川の氾濫等の事態を招くんじゃないかと思えます。現状では、パネルなどを設置されていれば、大雨などにより太陽光パネルが崩壊し、生活環境を悪化させ、二次災害の危険が大きいと思うわけでありませぬ。抜本的な改造がなされないと土砂災害の被害はこれからも続く。先ほど私が岡山県の条例で紹介しました土砂災害の危険性が高い急傾斜地、砂防指定地や地すべり防止区域、急傾斜地危険区域、土砂災害特別警戒区域などは太陽光発電の設置を禁止するということが規制するということですが、まさに廿日市市大野字嵐谷地区の急傾斜地というのはこういう状況ではないかと思うのでありますね。

今の状況から見まして、土砂災害というものが起きれば、一気に太陽光パネルは重なりながら、大竹市道のみならず玖島川にも流出して、破損したパネルから有害物質が弥栄ダムに流れ込むということが今でも大体予想がつく状況だと私は思うわけでありませぬ。

廿日市市が許可権者といいましても被害を直接受けるのは大竹市民であります。大竹市として市民の生活と安全を守る立場から、許可権者に対してもはっきりと事業の改善、あるいは事業の中止等を申し入れるべきではないかと思えます。抜本的な改造がなされないと土砂災害の被害はこれからも起こるし、取り返しのつかないことになるのではないかと私は思うわけでありませぬ。そういったことについての認識、対策等についてお伺いいたします。

○議長（児玉朋也） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（小田健治） まず弥栄ダムの水質汚染について、今までの市の取り組みにつきまして説明させていただきたいと思えます。

林地開発というものでこういう計画がなされますと、大竹市内でありましたら当然県が開発許可者になりますので、県がその内容等につきまして、いろんな観点で審査等してまいります。その中で、一定の審査が進んでいきますと、関係市町のほうに対しまして、各計画に対しましての意見照会という形でこちらのほうがなされてまいります。例えば、今お話ありました、高祖川、あるいは栗谷町谷和地区につきましても県のほうから照会はあるかと思えますけど、計画につきましては、大竹市と県の西部地域、あるいは山口県の東部地域の広範囲にわたる重要な水源であるということで、当該箇所からの排水等によって水源が汚染されることのないように、適切な指導と審査をしていただくよう、県のほうには大竹市としての意見を述べさせていただいております。県におきましては、林地開発に関しては、森林法における基準に基づき、山には森林の保全、水源の涵養、あるいは災害の防止等という広域的な機能がありますので、これらの機能を開発によって損なわれないように、いろいろ審査をしております。その際には、いろんな数字、資料、計画等をもとにして審査されると思えますけど、大竹市におきましても、県からの意見照会の機会がありましたら重要な水源ですということで、意見を述べさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 土木課長。

○土木課長（古賀正則） 廿日市市大野字嵐谷の林地開発に関連してのことでお答えさせていただきます。

廿日市市が林地開発の許可権者になっておるということでございますが、廿日市市のほうから情報提供をいただきまして、我々のほうの、大竹市のほうの意見のほうも十分言わせていただいております。

現在、市長の答弁でも申しましたように、廿日市市に対して変更の林地開発の申請がなされておるところでございますが、その申請の中身について、現在廿日市市のほうが補正、これではいけないところは直しなさいよ、こういった資料を出しなさいよということで指導をしておるといふ最中でございます。それに対しても配慮を、こういう形でしてくださいという形で大竹市のほうもかかわらせていただいております。

また、大竹市道に対して被災が起こらないように、起こったときの対処をしっかりとすることという点も直接業者に申し入れまして、一例ではございますが、農業用水路の補修等についての施工業者に実施していただいております。

現在のところこのような状況です。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○11番（山崎年一） 現状を見たところ、素人の私が見ても危険よねと、ざらざらと崩れたら皆崩れるよねと、そういう状況というのはおおよそ予想がつくわけでありまして、下のほうだけ設置するんだということであれば別としまして、恐らくそういうことじゃないんだろうと。先ほどの設置の規模からいいますと1万キロワットということですから、相当な規模だろうと思うわけですね。そういう点では非常に危険な状況になるんじゃないかという懸念がありますので、これぜひとも安心・安全をモットーに進めていただけるよ



うに、廿日市市と協力しながらぜひよろしくお願いします。

ところで、先ほど環境影響調査、あるいは条例についてのお話をいただきました。国のほうがそういう形で進めておるということでもございましたが、現在、環境や景観などの保全を目的に太陽光発電事業の手續を規定している自治体はたくさんあります。広島県においては、環境影響評価、事業評価の手續というのが規定はされておるんですが、残念ながら水力発電、火力発電、風力発電は規定されておりますが太陽光発電は入っておりません。土地面積で50ヘクタール以上ということの規制はあるようであります。

2017年4月に環境省が求めた太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取り組み事例集を見ても、大体県とか大規模な自治体の例は具体的には記載をされておるんですが、小さい規模の、例えば本市のような小規模の市の取り組みというのは紹介されていないですね。

そこで、栃木県の日光市ですが、人口は約8万3,000人ですが、名称は日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例というのを2018年4月から施行しております。10キロワット以上に規制をかけるというものであります。それから、これには7人の学識経験者で構成する審議会を設置して、近隣住民への対応も規定しておるようでございます。

同じく鹿沼市が人口約9万6,000人で、ここも鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備の設置事業との調和に関する条例が2017年10月1日から施行されています。

山梨県の北斗市であります、人口は約4万7,000人です。北斗市景観条例に基づく対象行為の届出制度の中に、事業用太陽光発電施設、出力10キロワット以上の届出を規定しております。

大分県の由布市、人口約3万4,000人です、2014年に由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例というのを制定してまして、恐らくこの自治体が一番最初ではないかと言われております。由布市では、条例適用外となる小規模な事業においても周辺地域の住民とのトラブルの事例が報告されていることから、小規模事業に係るガイドラインを2018年9月から設定しておる。

中国地方においては、岡山県の真庭市が人口約4万6,000人で、地域自治会の太陽光発電に対する規制の導入を求める陳情を受けて、真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を制定しています。

そのほかたくさん自治体が条例を制定しておるわけでもございますが、国の条例制定、あるいは法的な制定を待たれるということも一つには大切かも知れませんが、調べてみますとなかなか国のほうは進んでいないというのが実態のようでありまして、自治体として早期にそういう条例を手がけるという必要があるのではないかと思います。

そういった意味で、先ほど市長さんの答弁では、国の施策を待つということでありましたが、このように各自治体で、小規模な自治体でも実施されておるということの中で行くと、積極的に私は取り組むべきではないかと思うのでありますが、そのことについてもう一度お考えをお聞かせください。

○議長（児玉朋也） 環境整備課長。

○環境整備課長（西村敏信） 環境影響評価条例の制定につきまして御質問でございますけれども、市が環境影響評価条例を制定することは、議員御指摘のように、太陽光発電事業と地域の良好な環境の保全との両立に向けた有効な手段であると考えます。

ただ今後メガソーラー設置の環境影響評価に関する法令の改正が予定されているようでございますので、国とあわせて県の動向にも注視しながら、また事業者による適正な環境配慮を促すための先進的な自治体の取り組み事例を参考にするなどして、市民の皆様の安心・安全を守るための生活環境の保全の仕組みづくりについて研究してみたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○11番（山崎年一） ありがとうございます。研究してみたいということでございますので、ぜひよろしく願いいたしますが、もう一つお願いがありまして、実は、大規模な太陽光発電設備のみならず、最近では町なか至るところに太陽光発電のパネルを私たちが目にするようになりました。先ほども申し上げましたが、工場の跡地や工場の敷地内などもあります。大規模な休耕田や空き地など住民の生活に隣接して設置されるようになってきました。この身近では三ツ石地区、ここにも住宅に隣接してパネルが設置されました。こういった小規模な事業設備が住宅地に隣接して設置されるということは、近隣住民にとっては環境に不安が生じるわけでありまして。こういった小規模な太陽光発電設備についてもこれから増加するのではないかと危惧をしていますが、そういったときに環境影響評価の対象とするなどの条例の適用があれば、安心して太陽光発電に賛同できるのではないのでしょうか。

先ほどからの国の規制とかいう話ですけど、何万キロワット以上という規模になってきますと、なかなかこういった小さい部分、町なかの住民が本当に迷惑しておる、あるいは心配をしておるようなことへの規制というのがなかなか行き渡らなくなると思います。

それで、こういった小規模な太陽光発電に関する規制ではないにしてもガイドラインを設置していただければ、大竹市として住民が安心できるのではないかと思います。

先ほどの大分県の由布市の例で、小規模な再生可能エネルギー発電施設設置事業に関するガイドラインが設置されたというお話をいたしました。このような条例の対象とならないような小規模な事業であっても、必要に応じてガイドラインで規制をしながら事業の発展を進めていくことが必要ではないかと思います。

小規模な太陽光発電が、今後休耕田や空き地などに乱立する可能性というのは、周辺住民の理解を得るためにも、日常の保守点検や維持管理、災害発生時の緊急連絡先などの表示、周辺環境への影響が認められる場合の対応、設備等の事故などの対応や住民対策、被害発生の場合の補填、補償、事業の中止や廃業の場合の施設の撤去など円滑な事業を進めるためにも一定の指針のようなものが規定されておれば、隣に住んでいる住民も安心しておれるということではないかと思いますので、こういったところの小規模な規制、法律の制定を待つのではなくて、自治体でこういったことについてはガイドラインみたいなものか考えるというわけにはいかんのでしょうか、そこのところ私、法的に詳しくないので教え

ていただければと思いますが。そこまで聞くと、何かあったって私も難しいかなと思うんですが、その辺のところをお願いします。

○議長（児玉朋也） 市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 規制というお話でございます。通常法律で規制をされる、それ以上の規制をすることとなりますと、自治体にこういった特性があると自治体特有の状況が説明できなければいけないというのが一つあるかと思えます。ただ、議員が言われますように、市民の皆様が御心配をされていることに対して何かできないかということでございます。

今回、環境省が法の中に入れようとしているものをする前に、検討会を立ち上げられて調査、報告をされているんですが、その中に法や条例の規模要件に満たない事業、こういったものであっても住民の理解を得ながら太陽光発電事業の立地を進めるという観点から、住民への説明を通じた情報交流の機会、このようなことを事業の設置に当たって確保することが重要であると述べられております。事業者が自主的な対応を積極的に行うべきなんだけれども、そのために国は、自主的で簡易な環境影響評価に関するガイドラインを策定すべきであるという文言も入っておりますので、このことも国において一緒に取り組まれるのでないかと思っておりますので、一緒に研究課題とさせていただきたいと思えます。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○11番（山崎年一） ありがとうございます。大変前向きな御答弁をいただきました。ぜひともよろしく願いいたします。

太陽光発電をめぐる環境問題と対策ということは、環境庁や業界ではガイドラインを作成しておりますが、開発行為に具体的な影響を持つものではないようであります。環境影響評価法では、太陽光発電事業を対象としておりません。したがって、市町村の果たす役割が大きいと思うわけであります。近年になって条例や要綱などによる許可制や届出制などにより誘導や規制を図るようになりました。ごく少数の自治体であります。ぜひよろしくお願いいたします。

ところで、大規模な太陽光発電事業を立ち上げられれば、本市においてもさまざまな環境の変化が起こってまいります。委員会の答弁では、固定資産税が入ってくるというお話がございました。固定資産税ということで税収は見込まれるわけでありますが、事業用太陽光パネルの面積や個数に対して課税すると、自治体がこういう研究をしておるという話がありました。税収アップということで環境整備などに特化して事業を行うなどの目的税化することなども検討されているようでございますが、こういった、これはまだ一つ自治体の取り組みということではありますが、今後、そういったことについてもその自治体が成功すれば全国に波及してくると思えます。そういった意味においても、新たな税収として検討していただいておりますということが必要じゃないかと思えます。

終わりになりますが、地球温暖化問題が顕在化している中、太陽光発電を初めとする再生可能エネルギーについては、安定的な電源として持続可能なものとなるよう、導入に向けた取り組みを積極的に推進していく必要があります。そうした中で、新たに太陽光発電事業について、環境影響評価を義務づけることによって導入や普及のおくれを心配するこ

ともあります。

しかしこれらの事業は、さまざまな環境影響に関する苦情や問題の原因となり、それにより地元調整が難航し、立地が進まないということがあります。

太陽光発電事業は、環境配慮や地域との情報交流の取り組みが始まったばかりで、今後透明性の高い環境影響評価が行われれば、地域の理解と協力が進み、調和と環境が一致した再生可能エネルギーの健全な立地が促進されると考えます。環境への影響の懸念から再生可能エネルギーのイメージの低下が進んで、再生可能エネルギー推進の目線からは残念な事態であります。こうしたイメージを払拭し、クリーンエネルギーとしての国民と地域の理解を得るためにも、太陽光発電事業を速やかに条例の対象事業にするべきです。地域と共生した再生可能エネルギーが円滑に導入され、事業として発展することを期待するものであることを申し述べまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 続いて3番、末広和基議員。

〔3番 末広和基議員 登壇〕

○3番（末広和基） 大竹新公会の末広です。早速質問に入らせていただきますが、私、3月議会の一般質問に際して、行政組織の文化をイメージする言葉を事例に上げさせていただきながら行政組織文化関連の質問をさせていただいております。ひいては、地域文化との関連性までさまざまな角度から御答弁いただいた経緯がございます。このたびは、より一層行政組織文化を掘り下げていく中で、具体的なテーマに絞り込んで質問をさせていただければと思います。

前回の質問の中でも取り上げさせていただいたんですけども、最近の市政情勢、また行政の営みは、単独事業、単独部署の事業ではなく複合的な事業が、特にハード的な事業においては複合施設という概念の方向性が発生しておりますので、組織横断的などという表現をさせていただきながら、事例として大竹会館の改修事業をテーマに、このたびは絞り込んで御質問させていただこうと思います。

一部御答弁はいただいておりますが、組織横断的、施設の内容については部署間の関連性を踏まえた協議をされた上で一つの施設の内容を検討していったらっしゃるというお話でした。そういう意味だと、縦割り行政といいますけども、大竹市においてはお互い顔の見えるところで中身の濃い、横につながった協議を進めて事業を検討されているという御答弁をいただいております。

その中の、その御答弁の中に一つ私欠けているところがあると感じました。それは、予算、お金ですね。こういうものを一緒につくろうと。こういう要素を盛り込もうと、それはいいんですが、当然なんですが、その予算については、大竹会館でいえば、社会教育施設としての要素が大きいので、予算は一括で教育の款に予算書に計上されます。そうしますと、主幹部署だけに計上された予算で、施設活用の他部門には予算計上がされない仕組みなんですね。予算は執行されれば当該事業も経費となります。単年度予算、単年度決算であり、資産の概念と負債の概念のない単式簿記会計、現行の会計システムでは表現し得ないんですね。としますと、事業が長年継続された場合でもイニシャルコストは、資産と負債の概念がないわけですから、加えて分割の計上なんていう概念は発生しない。そ

うしますと、そのことを認識しているのは企画財政部門だけだということになります。各年度の事業経費はランニング経費だけとなり、サービス提供者の各部門の皆さんでさえ意識のない建設費の費用は受益者には決して伝わらない。受けて当たり前のサービスに対して受益者としての市民の皆さんにとってはランニング経費の受益者負担でさえ安いことのみが要求意識となってしまいがちです。まるで就職してからも不足する生活費に仕送りを続けてもらっている学生気分抜けのない新社会人。お母さんおこづかいおくれ的なことになってしまいがちです。現行会計制度において、従来の予算方式、会計方式だけでは今後あるべき事業ごと、部門ごとでの分割解析管理はとても不可能です。今後のセグメント分析と言われるような概念の会計制度については遠ざかるばかりなんです。新しい会計制度をベースにして取り組まなければ複合施設の複合予算計上の会計処理は、現行会計制度のみでは表現し得ないのではないのでしょうか。このことについてお聞きいたします。

二つ目として、もっと小さい具体的なテーマに変わってまいります。土木、建設、都市計画、上下水道など工務系部署の事例が理解しやすいとは思いますが、前回の一般質問で事例に上げた水道工事の事例なんですけども、計画的に過去の水道配管を更新していくような計画工事や、突発で断水が起きたときの事故断水工事記録、これらが一まとまりになって、毎年単年度での記録はきちっと残っている。しかしながら、規定ルールに基づいた文書管理データはあるんですが、期をまたいだ継続した記録、加えて、質の違う計画工事と突発的な工事の区別、そういうことが累積継続型の活用可能なデータベース形式として生かされている。このような事例を上水道事業部門だけではなくて、工務系の他の事業部門で活用可能なデータベース形式として累積、蓄積型の案件がございましたら事例を御紹介いただきたいと思います。

三つ目として、組織文化に連ねて、地域の組織選挙という言葉を上げさせていただきながら、地域の事業体のありようの変遷が地域文化に大きく影響を及ぼしているんじゃないでしょうか。そのことがひいては行政サイドに影響を及ぼしている時代が来ているような気がするという御質問させていただきながら御答弁いただいております。

その具体的な内容で、従業員100人以下の製造業が今約40社、総人数で800名程度おられると、あくまで中小企業です。これらの事業所の一部でも、法人として自治会員ですね、正規の自治会員や、もしくは賛助会員という概念でも結構なんですけど、加入させていただき、地域活動にも積極的に参加。その後、継続的な関係性を構築することで地域との連携や高齢化や地域文化の変遷などで弱まりつつある自治力の中心である自治会活動のあり方に一役買っていただけるのではないのでしょうか。その可能性、実現していく過程と想定される問題点。加えて、行政、地域、法人相互の間に生まれるであろう共通のメリットを想定していただけないでしょうか。例えば、関連性が深まる中で信頼関係の構築が進み、地域福祉や地域防災関連の事業、緊急時などに公共交通の営みなどにも参加していただく可能性が出てくるのではないのでしょうか。

以上、具体的なテーマではありますが、概念的な質問でもあります。登壇しての質問を終わりたいと思います。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 今、情報の時代と言われて、情報量がふえ続けております。その中で、数多い経理情報をいかに活用できる、施策に生かせるデータに変換していくか、その会計制度のあり方についてまさに考えさせられる御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは末広議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の新たな会計制度への取り組みについてでございます。

平成28年度決算から、現在の会計制度による決算に加えて、固定資産台帳の整備、複式簿記の導入などを前提とした統一的な基準による財務書類を作成しています。固定資産台帳を整備いたしましたので、その情報をもとに、昨年12月号の市広報に掲載いたしましたように、総合市民会館などの17施設に、減価償却費も含めた施設の総コストや利用状況などを記載した施設カルテを表示しています。これも、新しい財務書類の活用によるセグメント分析であろうかと考えています。

多くの職員が、これまで見えにくかった減価償却費など、トータルコストを意識することは、とても大切なことと考えています。現在のところ、新しい基準による財務書類の作成は、財政担当職員が中心になって行っておりますが、施設カルテの作成や固定資産台帳に新規登録する資産の情報作成などは、施設を管理する部署と協力しながら行っています。

平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画では、公共施設の総延べ床面積を平成28年からの30年間で20%削減することを目標としています。今後、どの施設を廃止するかを検討し、市民の皆様には、セグメント分析は欠かせないものであり、より幅広い職員がかかわることになると考えています。

新しい基準による財務書類は、現在の会計制度を補完するために作成するものであり、現在の会計制度では把握できない情報を市民の皆様には説明するための書類となりますので、その目的に沿って活用していきたいと考えています。

次に、2点目の工務系の部署におけるデータの活用事例についてでございます。

現在、主に土木課で活用しているもので、表計算ソフトを利用して、市民からの問い合わせや職員がパトロールで把握した事案のデータベースを構築しています。市民の皆様から道路の陥没等といったさまざまな情報が寄せられてきます。それらの情報は全て記録に残りますが、様式をデータベースと連動させていますので、類似の情報や過去の事案などの検索が可能となっています。そのため、発生頻度や過去の対応を把握することができ、それを参考として、迅速で適切な判断・対応につなげています。

最後に、3点目の企業の地域とのかかわりについてでございます。

自治会は、私たちのまちを自分たちの力で安全に安心して暮らせるまちとするため、地域の皆様と協力し合いながら、防犯や防災、美化活動など幅広く活動されています。市は自治会を市政推進の重要なパートナーと考えており、互いに連携するとともに、活動を支援しているところでございます。

しかし、全国的にも課題となっておりますように、自治会への加入率の低下、役員の担い手不足、自治会活動やイベントへの参加者の減少、加入者の高齢化など、自治会への入

会や活動を敬遠する傾向が見られます。同様の課題は活動が盛んな本市にもあり、自治会の組織力の低下が懸念されているところでございます。ひとくくりに課題といいましても、それぞれの自治会で、また時期によっても内容や重要度は違いますし、企業の業態や従業員の状況もそれぞれで異なります。

そのような中で御提案を考えますと、一つの形にこだわるのではなく、協議を重ねることで地元根差した企業と住民との新しい協働の形ができるのではないかとこの可能性を感じています。実際に、他の自治体においても、団体や法人などを賛助会員として、自治会活動を支援する仕組みを設けているところもあるようでございます。自治会は、自主的に組織された任意の団体であり、原則は、その地域にお住まいの方が対象になります。しかし、さまざまな課題を抱える中で、住みよいまちづくりのためによりよい形へ変わっていくことも必要です。

企業等が自治会活動に参加することのメリットとしては、地域の人とのつながりができること。さらには、日ごろ忙しく、なかなか地域にかかわれていない働く世代の方々が、実際の自治会活動のどのようなものか、肌で感じる機会を得ることもあろうかと思えます。従業員の皆様にもそれぞれ住まいの地域がございますので、二足のわらじをはいていても時間帯によっては活動できないこともあろうかと思えます。それぞれの事情を把握しながら、お互いが協力関係を結ぶことができれば、企業にとっても自治会にとっても有意義であらうと思えます。

以上で末広議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○3番（末広和基） 市長から内容の濃い御答弁をいただきました。掘り下げていく中でいろいろ懸念点や問題点も想定はされるんですが、可能性を一つ一つ潰し、発展しながら問題点を一緒に共有し、解決していくというのは、行政組織も地域文化も全く一緒の取り組みだと感じさせていただきました。

私、一問一答じゃなくて一括方式で通告書出ささせていただいておりますので、1問目、2問目、3問目ということで、一括で2回目の質問をここでさせていただきます。

1問目の2回目として、お話にもありましたように、平成29年度大竹市の財務書類が先日ホームページにアップされました。平成28年度については、総務省の統一的な基準による地方公会計の初年度でもあり、固定資産台帳の整備が初めての整備であることからこの時期になるのはやむを得なかったことと思えます。

しかし、固定資産台帳の作成整備が2年目であり、今現在期末一括方式を採用されているとはいえ、複式簿記会計制度の活用手法を見出そうという組織目的がもう少し多くの部署に共有されていれば、組織横断的な取り組みとして財務制度が共有され、固定資産台帳も共有され、ひいては人材育成や仕組みづくりに生かされていくはずで。

財政的な視点を醸成し、資産の保有、ひいてはその活用に対する責任、ランニングコストや維持費の発生までの考えを持てる職員に育てていただけるのではないのでしょうか。資産と負債の概念は、現行制度では決して身につかないと思えます。

岩国市では、本年3月末の時点で既に以下の資料がホームページにアップされています。

平成29年度決算、統一的な基準による財務書類、財務4表ですね。開始貸借対照表、一般会計等財務書類、全体会計財務書類、連結会計財務書類、固定資産台帳、ここまでが岩国市でホームページにアップされ、発表されている内容です。

これは、大竹市の場合規模が小さいですし、データベースは大きいまちほど多いんですが、仕組みの内容は全く一緒ですので、規模の小さい自治体としてはそのことに対応する担当スタッフの人員配置人数の差がもう出てくるでしょうし、予算規模によってその仕組みの活用度合いの想定されるメリットは各段に上がっていきますので、大竹市のような財政規模と職員構成の中で早くつくる、そのことの目的を共有するのは、組織の顔が見えるんでしょうけども、皆さん方の取り組みが、1カ所へ業務が集中してしまいますと当然時期がおくれていくと。早いことがいいことではないんですが、早いことが目的ではなくて、事業が行われたときにその会計データが整理される。ひいては期末一括じゃなくて日々仕訳という概念につながっていくんですが、大竹市においてそれを今すぐに取り組むのは難しいとは思いますが、ただ、当該年度に行った事業の決算データで、データが起きたときにその場でデータ整理する。固定資産台帳も申請してデータいただきましたけども、これ平成29年3月時点の固定資産台帳ですから、いただくまで半年あるんですよ。平成28年度分は最初ですからしょうがなかったと思うんです。でも平成29年度の事業が行われていくと1年間のデータ件数って本当に多くないんです。その都度計上する。それは、企画財政課、データを集めたそこでやるんじゃないなくて、各部署でエクセルデータベースレベルでも結構ですので、各部署でデータを登録する。リアルタイムですね。そういうことを続けていくことで、いずれ日々仕訳が可能になってくる。全部企画財政部門の担当者任せの会計制度では、でき上がったら、決算が終わって、会計の締めが終わって1年以上先だ、これだと響かないんですね。ましてやこうやって公開いただけても、民間から見てその資料はもう古いデータなんですね。それ以降にもう1期済んだら、活用度が大変低いんです。ぜひとも、せっかく取り組まれるわけですから、総務省が言っているからやるじゃなくて、大竹市行政組織なりのやり方を、ぜひとも皆さん方のお知恵を生かしていただいて、いきなり一括仕訳、日々仕訳というわけにいかないのは重々承知しております。徐々にそこへ向いていくスタートを切っていただければと、私3年間この質問なり問い合わせを差し上げてきました。

先ほどの、私にとっても半分ぐらいしかわからなかった若い議員の質問のように、新しい時代のテーマというのはなかなか取り組むことは難しいです。岩国市や廿日市市で行われているとは言いながらも財政規模や行政組織規模が違う。ただ、イニシャルはほとんど同じだけかかるんですよ。コンピューターのシステムのような要件というのは、イニシャルほとんど一緒です。大きくても小さくても同じソフトが使える。だから、財政規模が小さければ相対的なウエートは高い。時間も、想定されるメリットが少ないわけだから、取り組みにくいのは重々承知しております。

ぜひとも、高速道路へ費用かけて乗るのか、乗らないのか、料金が要るから下の道走らんよと走り続けとる。確かに、広島へ行くだけなら高速道路走らんほうが費用対効果大きいかもしれません。ただ、高速道路へ乗って初めてわかる要件が、宮島にはこんなサ



ービスエリアあるんじゃないの、いろんなことがわかるわけですよね。せめて、いきなりスタートは結構ですが、中身を知ろうとして検討いただきたい。ぜひともそういう取り組みについて御意見いただければありがたいと思います。

あとは、2番目のデータベース形式の累積継続型のデータベースですが、年度ごとに書類ベースで文書規定に基づいて保管、管理された旧来の文書規定に基づいたデータと、累積継続型でなおかつデジタル化、ましてやデータベース化された情報と比較して活用度はどのように、先ほどは土木課の担当部署での事例を挙げていただきましたが、他部署にもございましたらですが、積み重ねていった、単年度で、バインダーで閉じてしまうデータと、デジタル化され、なおかつ継続して累積継続型のデータベース化された情報との活用度の度合いですね、これを実際に活用されているところがあればその意味の違いをお話いただければと思います。

3番目として、昨今さまざまな事業体の組織内で、これ法人の自治会参加の話ですが、事業体の組織内でスマートフォンなどを活用し、組織内での情報共有ツールとして大きな効果を上げていることをよく耳にします。

就業世代のITスキルは、インフラの充実により、急速に個人のスキルもその機能も急成長しております。そのような時代に提供するインフラの活用手法の一つとして防災メールによる情報発信があります。お年寄りだけの御家庭の割合が多くなる中で、災害時に一番そのお年寄りに気使ってらっしゃるのは御家族だと思います。その方が大竹市、ましてや広島県にも住んでらっしゃらない。こういう御家族に大竹市の防災メールを発信させていただく、申請は登録できるのでしょうか。

このような取り組みを推進するに際し、先ほどお伺いした自治会参加を望めるような法人というのは就業世代ですからみんなITスキルあります。ふだん組織内での情報交換活用されております。そういう皆さんに協力をいただければ、登録申請なんかは、スキルをお持ちですから簡単にやっていただける。こういう情報発信を依頼することについて考えられないでしょうか。

加えて、一部の地域事業者には、地域の方々にとって近距離の非常時避難所として協力をいただける可能性もあるような気がします。地域の自主防災組織から個別の要請が必要とは思いますが、そのためにも通常から自治会活動を通じて信頼関係の構築が不可欠であろうと思います。ぜひとも行政サイドが推奨するとか指導するとかいうことではなくて、あくまでも自治会の自主的な活動ではありますが、行政サイドにとってもそういうことが1社でも2社でも広がれば、市域全体の住民、市民パワーにつながるというようなお気持ちをお伺いできればなと思います。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三上 建） 新たな会計制度への取り組みについて、全庁的な取り組みにする考えはないのかという御質問でございます。

固定資産台帳への資産の新規登録は、関係部署とやりとりをしながら行っておりますが、財務書類の作成は財政担当職員が行っております。

平成29年度の決算が統一的な基準による財務書類の2回目の作成になります。ただ、仕

訳に時間や手間がかかるなど、考えていた以上に作成に時間がかかっておりますので、今年度は業務を複数に分けるなどして、より効果的に作成したいと考えております。まずは、財政部門でしっかりと取り組みたいと考えております。

市長の答弁と重複しますが、昨年から開始した施設カルテの作成を継続すること。また、公共施設等総合管理計画の目標達成のためのセグメント分析などを通しまして、より多くの職員がかかわっていくことになると考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） それでは3番目の御質問の中で2点ほど防災関連の御質問があったと思いますので、それにお答えさせていただきます。

まず1点目で、災害時に一番安否を気使っておられる御家族の方に防災メールの登録等の申請ができるかという御質問でございます。

こういった貴重な御提案ありがとうございます。本市の場合、防災メールは、全国どこにお住まいになっていらっしゃるでも登録することは可能ですし、それを登録していただければ受信をすることも可能となっております。

ただ課題としましては、遠方の登録対象者に対しまして、本市の登録方法を周知する、こういったことをどのようにしていくかという手法であり、また避難情報を必要とする方と遠方の家族等のつながりや連絡先の把握、こういったことをどのように取得していくかというところも課題だと感じております。

昨年の西日本豪雨の被災者への検証をした資料の中に、避難しようと思ったきっかけは自治体から呼びかけたことよりも知人や家族からの促しであったという報告も上がっておりますので、これからますます高齢者等、早期避難が必要となる方がふえてまいります、そのような中でどうすればいち早く避難行動をとっていただけるか。近々の課題にもなっておりますので、今後の活用方法について検討させていただきたいと考えております。

もう1点でございます。事業所等の施設を近距離の非常時避難場所として使える手法についての御提案でございます。

議員が危惧されていますように、災害時すぐそこまで災害が迫ったときには、いち早く避難場所等に行かなければならないんですが、なかなか市の避難場所等に到達することができない、そういった場合には、ともあれ命を守る行動が必要となっております。そのようなときに、近所に一時的でも避難できる場所が存在することは、地域防災力の向上にもつながり、安心・安全なまちづくりにも寄与してくると思っております。これらを実現するためには、地域のニーズや事業所のニーズ、これらを把握する必要がありますので、法人事業所からの情報提供をいただきながら、市としましても有意義な情報を提示していただいて、有効な活用をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 土木課長。

○土木課長（古賀正則） 2番目にデータベースの活用状況をという御質問でしたので、一例として紹介をさせていただきます。

先ほどの市長の答弁にありました、土木課における市民等からの情報処理のデータベースは、俗に言うエクセル等という表計算ソフトで管理されております。また、紙ベースで記録保存されておりますけれども、保存前にPDF等のドキュメント形式でファイル化され、日々入ってきます情報を絞り込み検索ができるようになっております。そのPDF等を画面上で確認することにより、即時に過去の状況というものが把握できるようになっておまして、事務の効率には寄与しておるものと思っております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○3番（末広和基） 一括方式なので、傍聴いただけている皆さんにとってもあっち飛び、こっち飛びで大変聞きづらいかとは思いますが、今の最後の土木課のデータベースの活用なんですけども、ぜひとも工務系の部署のほうがやりやすいのはわかるんですが、他部署においてもその仕組みの運用のノウハウというのは、どの部署にもその手法というのは生かせると思います。データベースの中身が違うだけでほとんど構造はどの部署でも同じになっている。特に工務系は同じになろうと思います。項目の名前を変えればいい。そういう仕組みはせっきやく庁内にあるわけですから、単年度で積み上げ、バインダーで閉じるデータにはなっているけども、情報になってない情報のような、データの形のような仕組みのところへぜひとも共有して、そのノウハウがそれこそ組織横断的に活用度合いが浸透していきけるように御活用いただければありがたいかなと思います。

最後になりますが、1番目の質問の3回目ということになります。財政方面の私の4年間の集大成のテーマではあるんですが、このたび大竹市行財政改革の実施計画の令和元年度改訂版というのが出ました。これについては、もう既に平成29年度から3年計画で取り組まれている行財政改革の実施計画ないしは過去2年間の取り組み状況についてのファイルがホームページ上にアップされています。それを3年間、ましてや行財政改革というのはもう言われて久しい言葉なんですけど、その流れを拝見する中で、その時代の行政改革の指針となる大竹市行財政システム改善大綱と実施計画、これは昭和61年、平成8年、平成12年、平成16年に策定し、事務事業や事業実施体制の見直しに取り組んでこられました。その後6年間の取り組みでは、事務事業の見直しや職員数の削減などにより、痛みを伴いつつも成果を上げておられました。その間、地方自治の一大変革期である平成の大合併時期を経過し、単独市政を選択された大竹市では、節約と効率化だけの取り組みに限界を感じ行財政改革の基本方針、これが平成23年4月に策定されています。平成25年、平成28年と2度の改訂を経て入山市長御就任以降、大きな成果を上げられ現在に至っておられます。その後、これらの基本方針をもとに、平成29年度から令和元年度の3年間にわたる実施計画、今説明申し上げた3年計画ですね、年度ごとに進捗状況を共有され、指標をもとに取り組み状況も発表、加えて改訂版の策定を継続しておられます。よく耳にするPDCAサイクルに乗せた営みの実践記録です。その最新版、これは計画期間の最終版でもある令和元年度改訂版、その中身を拝見しますと、過去からの流れを振り返り、その仕組みの成果は十二分に上げて来られています。しかし本質的な財政の成果はこの計画の実践からではなく、現実は大きく国主導の仕組みの変遷や、またトップである入山市長の経営方針の実

践や国や県などへの信頼からの成果に依存しているのではないかと強く感じております。

私は、行財政改革などと大上段に構えた事柄というのは、担当部署のみの上滑りになりかねない気がいたします。すばらしい仕組みは大きなサイクルで回転しているとは思いますが、職場の実態を拝見するとその息吹が浸透しているとは感じられません。このたびの庁舎の耐震工事と長寿命化の工事が進んでおられますが、この時期を職場の環境改善のチャンスとして生かしていただきたいと思います。

改革は、省庁からの押しつけに近い仕組みの変革やトップダウンだけではみんなが実感できる成果にはつながらないと思います。取り組む際には、みずからその必要性をそしやくして、我がまちの状況に即した形でチャンスとして生かせるように前向きに取り組まれることを願いたいと思います。

このような取り組みは、組織全体としては改革なのでしょうが、つまるところ職員の皆様のお一人お一人にとってそれぞれの部署にとって日々の営みのワンシーン、これは改革というよりも小さな改善の積み重ねではないでしょうか。

イチロー選手の引退されるまでの日々の取り組みの小さな積み上げが大きなことをなし遂げるんだと、彼の言葉はすごく哲学的で学べるところたくさんあるんですが、改革なんていうのは、大昔のフランス革命ならともかく、小さな改善の成果物の総和、これが組織全体の取り組み結果や成果物につながるものだということになると思います。改善の一つ一つは、例えば小さなことです。デスク上の整理整頓、トイレの照明の消し忘れを消す、扱う文書の文字入力、入山欣郎、平仮名で打っても欣郎の字は出てきません。せめて欣郎っていう、よしって打ったらもう選択で出てくるように登録しとけば、これは全部のパソコンに共有できるんですね。1人が登録したら全員使えるんです。例えばそういうことですね。そんな小さなこと、定型文書の様式を標準化、効率化、庁舎内、掲示期限の過ぎた掲示物たくさんあります。今、この庁舎の工事されてますから、喫煙所は非常階段のところへ行かないいけないですね。そこへ至るまでの掲示、暫定的ですからガムテープをちぎって張るんですわ。扉には開放厳禁って真新しい紙が張ってあるんです。でもガムテープで四隅をとめたような掲示は心を打たないんですよ。同じ掲示しても、両面テープとはいいません、同じテープを輪っかにして、2枚重ねにして、外に見えんように四隅を張るんですよ。見ばえが違くと掲示の中身が生きてきます。ましてや、これはもう4年前からずっと感じておるんですが、掲示物に掲示責任者の名前がないんです。掲示期間が書かれてないんです。誰の責任においてこれ掲示したのか。いつまでに外すのか。もうマンネリ化して、電気のスウィッチのすぐ上に節電って張ってあるんですよ。この節電のプレートが、のりが動いて、節電が斜めになっておったり、そのままスウィッチ入れるんですよ。スウィッチに手が行くことが、これ節電の文字が目に入るとるんですよ。心に届かないんです。ぜひとも、そんな小さなこと、まだ例えて言えば、今職員の駐車場が随分遠くになりました。職場に入るまでの距離長いんですよ。そうしますとそこに、この前虫よけスプレー、3日か4日連続でそこにあっただですよ。恐らく前後で言うと100人を超える人が通っているはずなんですよ。でも私もう忍びないから、車とめておいて、缶を拾ったんですよ。中身いっぱいあるんですよ。あれ早く拾っておけばもうけたのにね。ごみ一つ拾わんですよ。

駐車場から庁舎へ入るまでの間に皆さんがごみ1個ずつ拾ってください。これを僕らもするんですよ。部門ごとで、個人ごとでも結構。こんな小さなことの積み重ねが、すぐできますから、棒グラフはウナギ上りに上がります。概念的で抽象的で、すぐにできない事柄を目標に設定して、毎日の5分ミーティングで結果報告して、あるわけがないんです。成功体験をしないと、ここにも書いてあるんですが、5分ミーティングは職員のやる気を発揮できる仕組みづくりを進め、人的資源を最大限に活用する取り組み項目の唯一の手法が5分ミーティングなんですよ。一つしかないんですよ。どうやってやる気を出させるかです。5分ミーティング。恐らくこの実施計画、進捗状況、恐らく担当部署の方だけが、時期が来れば、皆さん方が一生懸命情報を集めて、発表せなならんからの発表になっちゃうんですね。でも、今のような、5分ミーティングで意味のある取り組みを小さく重ねていく、そうするとふだんの意識が常に職員の皆さんに、300人の意識が変わったらこの300人の約250日間の積み重ねって物すごい大きい財産なんです。その視点が養われます。行動に移すとき。意欲が少しずつふえていく。これが取り組みがいのある、やる気を発揮できる仕組みづくりなんじゃないかなと、大上段に構えた改革ではなくて、改善の積み重ねが日々につながるような、職員の皆さんの日々のお心に積み重ねて、確実な実績を共有する、そのことによってこの実施計画の意味が深まってくるんじゃないかなと思います。

全体像の俯瞰から計画内部の一部を掘り下げてみますが、実施計画の構成としては、行財政改革の目的、取組理念・視点、取り組み項目と階層で表現されておりますが、その中に今申し上げた5分ミーティングが表現されております。その点検基準としては、各部署で決めたやる気につながる取り組み目標の達成状況。皆さん各部署で決めた達成目標に向けた達成状況を5分ミーティングで意見交換して、1年分まとめて、大きなテーマだとなかなか全庁に共有できたり、一覧で整理されたものにつながらないと思います。ぜひともやる気につながる取り組み目標がいかなる内容も、今現在ですね、それを各部署の当年度の取り組み目標を一覧で見れる資料がございますでしょうか。そのうち1部でも事例を挙げていただけませんか。その取り組みに対して、今現在の状況とこれからの仕組みとしての生かし方を御答弁いただいて、最後にさせていただきたいと思います。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三上 建） 5分ミーティングでございますが、コミュニケーションを円滑にし、互いに支え合い、やる気を生み出す職場づくりにつなげる具体的な取り組みの一つとして実施しているもので、より実効的で検証可能な取り組みとなるよう、やる気につながる取り組み目標を掲げて取り組み、その達成状況を点検基準としているところでございます。

取り組み目標ですが、係によって構成人数や職種等が異なったり、勤務形態や職務内容等が異なったりしているため毎日全員がそろわないという、全員が取り組める目標を立てにくい状況もあることから、係の状況に応じて達成可能な目標を設定することとしております。その集約につきましても、目標の是非を確認することが目的ではございませんので、申しわけありません、全庁で共有できる一覧としては整理はしていません。

ただ実施状況等は報告していただきますので、その中で担当課である総務部企画財政課

のほうでは確認をしております。

その事例としましては、平成29年度では、業務の情報共有を図り、担当者不在でも対応がとれる職場を目指すや、業務効率を改善し、月2日以上の休暇取得を目指すなどが組織目標として上げられております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○3番（末広和基） 今の取り組みですと、恐らく組織部門目標はそういうテーマになっていくと思います。私、一覧にとというのは、こんなことでいいのということ上げてらっしゃる部署が中にあつたら、こんなレベルのことでいいんだ。でも続けることに確かに意味あるよねということになっていただきたいので、私も4年間おつき合いさせていただいて、皆さん本当に真面目で優秀。だからどうしてもこの大竹市行財政改革の実施計画なんていうのが上にあつて、その下で取り組むこういう事業、一つ一つの取り組みがどうしても重くなるんですね。重いとそれに応えようとせないけんけども、現実が実感できてない。共有できてない。だから期限までにやるようなやり方になると。3年間続けて、確かに5分ミーティングは継続されてます。8割の部署が続けておられます。その行為そのものは大変すばらしい取り組みだと思います。だけど組織目標を設定して、その進捗状況を共有するところまで書いてあるわけですから、そこについてはやっぱり書いてある以上、共有してらっしゃる以上、皆さんが共有できる内容と進捗状況、他部署で取り組んでおる小さなテーマを参考にして、これわしらでもやろうやと、これならすぐできると。やっぱり成功体験が次のやる気につながる。小さなことならすぐにはできる。ぜひとも小さな事柄で結構ですので、今からでもすぐに始めれます。きょうも議員控室のカレンダーはいまだに5月なんですね。これ誰でも破れるんですよ。私4年間ずっと意識して、トイレの電気が消えてない割合、これ4年間ずっと各階でトイレ入ったときに意識している。女性トイレのぞくわけにはいきませんが、電気ついとることはわかるんですよ。一番電気が消えておられる中に、誰もおられんときに消えてないトイレが一番割合が高いのは5階です。このフロアです。確かに常時人がいない。けども私がいるときはこうやって本会議とか委員会があるときです。そのときのトイレの電気が一番消えてない割合が高いんですよ。このフロアが。決して電気代をけちれって言っとんじゃないですよ。それは意識ですから全てにつながる。

偉そうなことを申しましたけども、私も中小企業を経営する中でそういうことを痛いほど経験してきました。大上段に振りかざしたテーマに取り組んだこともあります。スローガンを大きな看板つくってお金かけてやったこともあります。ほとんど失敗です。確実に進めることができる行為を継続しよるとみんなの顔つきが変わってくるんですね。笑顔がふえてきます。

質問を最後にさせていただきましたので、私この4年間を振り返りまして二つのことを学ばせていただいたことを最後に申し上げたいと思います。

私、4年前までは中小企業の経営者でしたから、大変せっかちで気が短くて、社員となり、家族となりしてでも前に進めるということをやつて60年生きとつたんですが、これ

は血筋でもあるかもしれないんですが、この4年間でさまざまなことを学ばせていただきました。その中で皆様方とこうして直接接し、ヒアリングのときにお話を伺い、その中で我慢することが身につきました。本当に我慢強くなりました。いやまだ短いなんて言われるかもしれないですが、本当に我慢することができるようになったんです。これは私にとって大変な財産。

もう一つが、4年間で一番、人生六十数年の中でこの4年間で一番たくさんの文字を読みました。大学時代とか受験勉強時代どころじゃないです。大変たくさんの文字を読ませていただいた。別世界の話ですから、その中で立場の違い。長年議員の先生お勤めになられている方、1期目の私、行政職の経験のある皆さん、その立場の違いであろうが、行政職の皆さんであろうが、一般市民の立場であろうが、大切なのは自分が生きている家庭や組織、ここでは職場、行政組織ですね、生活しているまち、自分の周りの人たちに自分が何ができるんだろう、何をすることが大事なんだと。立場をもとにいろんな意見があります。いろんなことを感じますが、つまるところあんた何しとんのよ、私は何をやるか、立場の違いや、それは自分のためだけじゃなくて、周りの人のために何をしてきたの、何をやるのということが一番大事なんだということをこの4年間で大変深く学ばせていただきました。

最後にですけれども、たくさん読んだ資料の中、文字の中で、ある人が自分の考えたあることを言い始めた。周りの人が少しずつ同感するようになった、そしていつの間にかだんだんとその思いを持つ人が多数を占めるようになった、その過程のことを民主主義という。この言葉を学びました。会派の皆さん、職員の皆さんに大変お世話になりながら、この4年間大変深い勉強をさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 続いて14番、田中実穂議員。

〔14番 田中実穂議員 登壇〕

○14番（田中実穂） 公明党の田中実穂です。私も公明党は、昨年4月から6月までの3カ月間、全国3,000人の全議員が地域に入って、子育て、介護、中小企業、防災・減災の四つのテーマにアンケートを行う100万人訪問・調査を行いました。御承知のように、日本は世界でも類を見ない少子高齢化が進み、本格的な人口減少時代に入っております。こうした時代の変化を踏まえ、一人一人が輝き、将来にわたる安心と希望が持ち続けられる社会を築かなければなりません。今、直面する課題に真剣に取り組み、的を得た政策を実行することが大切であります。今回調査した四つの分野は、今一番必要とされる課題であると思います。調査した4分野において、さまざまな生活不安や多くの要望が明らかになりました。きょうはそのアンケート調査の結果を踏まえて、本市の現状並びに取り組みについてお伺いいたします。

1点目の子育て無償化2法につきましては、我が公明党が以前から推進してきておりました。今回のアンケート調査をまとめて、改めて強く要望をし、さきの国会で成立を見たものであります。この制度の内容につきましては、午前中の山本議員の答弁でございました幼児教育・保育の無償化は本年10月から、所得の低い世帯を対象にした大学、専門学校など高等教育の無償化は来年4月からの施行となりますので、準備等でいろいろと忙しい

最中だと思います。その状況等についてお伺いをいたします。

アンケート調査の結果を少々紹介いたしますと、子育てについて悩んだり不安に思うことは何ですかでは、74%が学費や保育料などの負担が大きく重くしてあります。教育費の負担の軽減を上げてあります。次に、子育てと仕事の両立では、柔軟な働き方を求める声が多く、さらに妊娠期から子育て期まで保護者と子供に寄り添うきめ細かな支援を望む声が大でした。

今回の子育て教育の無償化には、子育て世代の経済的負担の軽減を通じて、少子化に歯どめをかけていくとともに、家庭の経済的な事情による教育格差をなくし、貧困の連鎖を絶っていくという意義があります。

国立研究機関や政府の調査によると、若い子育て世代が理想の子供の数を持たない最大の理由は、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからであります。その負担軽減を求める声が多いのが現状です。就学前の教育支援が基礎学力の定着や将来の所得の増大などに大きな効果があることが判明しており、イギリスやフランス、韓国では既に無償化を実施しております。また高等教育に関しては、所得が低い世帯ほど大学進学率が低いという実態があり、ある調査によると、最終学歴が高校卒と大学または大学院卒では生涯賃金に7,500万円程度の差が存在しています。こうしたことから教育の無償化により将来の貧困を防いでいけるのではないのでしょうか。どうか今回のこの法律改正に伴い、対象者には漏れないように万全を期していただきますようお願いいたします。

次に、少子高齢化・人口減少対策について伺います。

少子化と人口減少については、最初の質問とかぶるのですが、ここでは、私どもが調査をいたしました介護アンケートの結果から、高齢社会にどう向き合っていくのかについて考えてみたいと思います。

まずアンケートの設問ですが、現在介護を利用している人やその家族では、介護に関する困り事では、家族の負担が大きいが58.8%、次が、いざというときの相談先で34.3%、現在利用していない方、介護を利用していない方への質問ですが、介護について悩んだり不安に思うことは何ですか、将来希望する介護サービスでは何を希望されますか、こういう設問に対しまして、自宅で介護サービスを利用したいが50%、次が介護施設などに入所したいが35.4%でした。また御自身が介護を必要になったとき一番困ることでは、経済的な不安が29.1%、自分が認知症になったときが26.8%でした。さらに、日常生活で困っていることは、通院することが36.4%、力仕事31.2%、買い物30.9%、家事が28%となっており、身近な生活支援の必要性が明らかになっております。

日本の有名なジャーナリスト、人口減少対策総合研究所の理事長の河合氏は、令和の時代に入ったが、平成の30年間を少子化が進んだ時代と位置づけるのであれば、令和は高齢者対策に追われる時代になるであろう、40年ごろに高齢者数がピークを迎えるのに伴い、高齢者像も大きく変わってくる。一つは、ひとり暮らしの高齢者の急増だと述べております。2025年には約650万人に上る全ての団塊の世代が75歳以上となります。また既に人口減少は始まっており、15歳から64歳の生産年齢人口は今後減少が続いていきます。そういう社会がすぐそこに来ることを視野に入れて、年齢を重ねても健康寿命や活動寿命を延ば



し、一人一人が生き生きと幸せに暮らせる、活躍できる社会を築くことが急がれます。

私ども公明党は、こうした社会を希望ある幸齢社会、この幸とは、幸せな幸を書きます、と位置づけて重点政策の柱の一つに掲げております。長生きしてよかったと言ってもらえる施策が必要です。

笑い話になりますが、私も昨年の12月で70歳になりました。ゴルフ場利用税が要らなくなりました。わずかな金額ですが何か得をした気分になりました。今まで払っていたものが要らなくなったらそういう気持ちになるのではないのでしょうか。他の自治体では、75歳以上の方には公共交通のバスの乗車が半額だったり無料のところもあります。また、相次ぐ高齢者の事故により運転免許の自主返納が多く、やはり公共交通の半額引きやタクシーの割引券などを発行している自治体もあります。

一方、となりの岩国市では、子育て応援として出産祝金制度があります。大変喜ばれているようです。岩国市に居住する母親が第1子、または第2子を出産したときは、いわくに子宝給付金を、第3子以降を出産したときには、出産祝い金としてそれぞれ10万円が支給されているようです。お子さんの誕生をお祝いするとともに、健やかな成長を願っているものだと思います。大竹市に来てよかった、大竹市に住んでいてよかったと思っただけの施策を考えていかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

次に、防災減災対策について伺います。

列島各地で地震、台風、記録的な豪雨など大規模自然災害が相次ぐ防災減災対策が喫緊の課題となっております。2014年8月19日から20日の豪雨災害では、広島市安佐南区、安佐北区を中心に発生し、人的被害は死者77名、負傷者68名、家屋の被害は全半壊を合わせて396棟となっております。床上・床下浸水は合わせて4,164戸、また公共土木施設は、道路、橋梁、河川、堤防で1,079カ所、停電は水道断水などのライフラインの被害は1万戸以上となっております。さらに、昨年6月28日から7月8日の間、西日本を中心に起こった豪雨災害では、死者237名、うち115名が広島県であります。行方不明者は今も8名、負傷者432名、家屋被害は全半壊合わせて1万8,010棟、床上・床下浸水が2万8,000戸を超え、土石流や土砂崩れは県内で1,000カ所以上となっております。

災害は忘れたころにやってくると以前は言われておりましたが、頻繁化し、激甚化する自然災害から住民の命と生活を守るためにどう取り組んでいくのか。防災減災のアンケートでは、改善が必要な地域の危険箇所として3割以上が空き家、道路、河川との回答でした。多くの方が豪雨、土砂災害による河川の氾濫、道路の寸断、そして所有者が管理を怠っている空き家が被害の拡大となることを心配されていることがわかりました。

また通学路、ブロック塀を含む道路や河川、また、橋や上下水道などのインフラ整備、老朽化対策は喫緊の課題であるということもわかりました。

本市においては、急傾斜地対策が進み、これまで大規模な土石流や土砂崩れはありませんが、2014年8月の大雨で家を土砂崩れで失い、やむなく市外へ転出された方もいらっしゃいます。

私は、安佐南区、八木地区の土砂災害の現場を視察しました。土砂で埋まった我が家の前で立ち尽くす人たちを多く見ました。もとの生活に戻るのにどれだけの日数を費やすの

でしょうか。広島市ではその後、多くの砂防ダムや砂防堰堤が建設され、その対策が推進されています。また先ごろ、私は、呉市の天応町から焼山町への呉環状線を走ってみました。至るところで土砂崩れが発生しております。今なお数カ所で片側通行となっております。

防災、減災、復興を社会の主流にということで、政府も防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を策定し、2.4兆円の国費を投入しております。この対策の中では、氾濫被害の危険性が高い全国約120河川で堤防を強化したり、河川の掘削、土石流や流木を防ぐ砂防ダムの整備なども大きく進めるとなっております。

本市においても、玖波地区や湯舟地区、木野地区、栗谷地区、小方地区等で砂防堰堤が建設されて、市民の安心につながっていると思いますが、私を知る限り多くの堰堤で土砂が堆積しており、上流で土砂崩れが発生した場合、土石流となって大きな被害が生じるのではないかと危惧をいたしております。その1番は白石地区の平原川ですが、本市の砂防ダム、砂防堰堤の整備状況について伺い、壇上での質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 長い間、市民の皆様の幸せを願い続け、そして大竹市の発展に力を出してこられました議員の期待と力強いエールとしての御質問をいただいたものと受けとめさせていただきます。大変ありがとうございます。

それでは田中議員の御質問にお答えいたします。なお、1点目の教育無償化2法への準備については、後ほど教育長からも答弁いたします。

まず1点目の幼児教育・保育の無償化についてでございます。山本議員への御質問への答弁と重複するところもございますが、改めて答弁いたします。

改正子ども・子育て支援法が5月10日に可決、成立し、10月から幼児教育・保育の無償化を実施することになりました。無償化の対象となるのは、認可保育所や認定こども園、一部の幼稚園などに通う3歳から5歳までの児童と、住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳までの児童の保育料・利用料です。なお、給食費につきましては、主食費・副食費とも無償化の対象から外れ、全額自己負担となります。また、認可外の保育サービスを利用する場合は、補助制度があります。上限額は、共働きなどにより保育の必要性があると認定された3歳から5歳までの児童は月額3万7,000円、住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳までの児童は月額4万2,000円です。法が成立したばかりで、まだ、国や県から詳細な情報が届いていません。10月からの実施に向け、関連する例規の整備、保育事業者や保護者に対する周知、無償化のためのシステム改修など滞りなく準備を進めたいと考えています。

2点目の高齢者対策についてです。

議員御指摘のとおり、急増するひとり暮らし高齢者等への対策は、市でも優先的に取り組むべき課題と認識しています。しかしながら、特定の取り組みをすれば解決するというものではなく、また、行政だけの取り組みでは限界があると考えています。こうした点を踏まえ、幾つかの取り組み事例を御紹介し、答弁とさせていただきます。

まず、地域にお住まいの高齢者を地域で支えるという観点から、市では介護予防を通じ

た地域づくりを進めています。住みなれた地域でいつまでも暮らし続けたいとの思いは、多くの方が抱くところがございます。この地域包括ケアの理念に基づいた取り組みの一つとして、住民が主体となり、週1回以上の通いの場としていきいき百歳体操の普及に努めています。参加者の筋力の維持・向上につながる効果もさることながら、地域の皆様が定期的集まることでお互いが顔なじみの関係となり、困り事が生じたときに住民同士で支え合える仕組みづくりにつながると考えています。

次に、特定の地域での課題解決に向けた取り組み事例を二つ御紹介いたします。

玖波地区では、数年前スーパーが撤退することとなり、多くの高齢者が買い物をする場所がなくなることへの不安を感じておられました。そこで、地域包括支援センターが中心となり、市と連携して協議を重ね、民間事業者による移動販売が実現いたしました。

また、阿多田地区では、離島という地域特性から、通所サービスの利用が難しい状況にあります。市や地域包括支援センター、社会福祉協議会とともに、自治会、漁協、民生委員、診療所など多くの関係機関が協議を重ね、島内の建物を利用した集いの場を立ち上げました。ここでもいきいき百歳体操の取り組みが行われており、地域の交流の場となっています。

この二つの事例は、いずれも地域ニーズを通じて課題を顕在化し、住民と協働しながら解決策を見出したものでございます。他の地域においても、課題の掘り起こしを行いつつ、地域全体の取り組みにつなげていければと考えています。

最後に、どうしても在宅での生活が困難となった高齢者に対しては、施設での受け入れにより対応することとなります。そのために必要な施設の整備を検討し、介護保険事業計画の中で整備すべき施設の種別及び規模を示しています。第7期介護保険事業計画では、平成30年度に特定施設60床の整備を計画し、平成30年4月からコリーナ小方が事業を開始しています。また、令和2年度には特定施設を30床整備する計画としており、事業者の選定に向けて現在作業を進めているところです。

いずれにいたしましても、高齢者に関する課題は、お住まいの地域や個人により多岐にわたり、地域の皆様に支える側になっていただく場面も少なくありません。こうした住民主体の取り組みが円滑に行われるよう、できる限りの支援を続けてまいりたいと考えています。

3点目の防災・減災対策についてです。

まず砂防事業の状況ですが、事業主体である国や県に、これまで市内に約70基の堰堤を整備していただいています。現在は、国が実施する広島西部山系直轄砂防事業として、小方地区と白石地区で工事が進められています。未整備の土石流危険溪流につきましても、引き続き国や県に砂防事業の実施を要望してまいります。また、砂防河川内における立ち木、堆積土砂などへの対応として、近年は特に河川の流れを阻害するおそれのある立ち木の撤去を進めており、今後も適宜対応していきたいと考えています。

以上で田中議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは田中議員の御質問にお答えをいたします。

まず幼児教育無償化についてでございます。

これまで、子ども・子育て支援制度に移行しない幼稚園に通う幼児の保護者に対し、幼稚園就園奨励事業により、所得や世帯構成などに応じて入園料及び保育料を補助してまいりました。所得要件の緩和や補助単価の引き上げなど、保護者負担の軽減を段階的に進めましたが、補助額が少ない方、また補助の対象外となる方もおられました。10月から実施される幼児教育無償化により、所得や世帯構成などによらず、入園料及び保育料について一律月額2万5,700円を上限額として補助することになりました。なお、実費として徴収されているバス代などは、これまでどおり全額自己負担となります。現時点では、事務的な詳細は示されておりませんが、10月からの実施に向け、今後の動向を注視し、関連する例規の整備、制度の周知などスムーズかつ漏れのない事務を行ってまいります。

続いて、高等教育無償化についてでございます。

この制度は、所得にかかわらず大学などに修学することができるよう、真に支援が必要な低所得世帯の方に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給をあわせて実施するものでございます。この制度の費用負担や事務は、対象となる大学などの所轄庁や設置者である自治体が行うこととなっており、市が対応すべき業務はございません。しかしながら、市民の方からお問い合わせがあった場合は、内容を確認し、担当窓口を御紹介するなどの丁寧な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上で田中議員への答弁を終わります。

○議長（児玉朋也） 田中議員。

○14番（田中実穂） 御答弁ありがとうございました。1点目、2点目と非常に新しく無償化という法律ができた、そのことでの質問でしたので、これから多くの方々がこの制度の恩恵を受けて、そして志す方たちには本当に喜ばしいことだと思います。

制度ができて、今朝の山本議員さんの話にもあったんですけども、恩恵を受けない人にとっては消費税率が引き上がるだけで負担がふえるんじゃないかということがありましたけども、私はそれは当たらないと思います。今よりか重くなることは決してございませんし、多くの方たちに喜んでいただけたらと思っております。

きょうは再質問はしませんということで、ヒアリングのときに申し上げましたので、きょうは皆さん、市長さんを初め、教育長のほうから答弁いただきましたので、それで十分でございます。

最後に私ごとでございますが、今期をもって議員を引退することになりました。平成3年の初当選から7期28年の長きにわたって誉ある大竹市議会の議員を務めさせていただきました。どこまでも誠実に、皆さんの依拠依託の存在となるようにとの大先輩の言葉を胸に今日まで頑張ってきたつもりであります。豊田市長、中川市長、入山市長の3人の市長さん、そして多くの先輩議員、同僚議員とともに市の発展と市民の幸せのために働いたことは、私の何よりの誇りであります。引退後は、元議員として、市政のために何らかのお手伝いができればと思っております。

私の思いを一言述べたいと思います。執行部と議会が対立しては何事もうまくいき

ません。意見を戦わせることは必要ですが、対立ではなく、しっかりと議論を交わし、対話でもって市の発展と市民の幸せを第一に頑張っていたきたいと思います。

入山市長さんを初め、全職員の皆さん、また同僚議員の皆さん、皆さんの御健勝と御多幸、そしてますますの御活躍をお祈りいたしまして、御礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。終わります。

〔拍手〕

○議長（児玉朋也） 以上で一般質問を終了いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は3時ちょうどといたします。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

14時48分 休憩

15時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

御通知はしておりますけれども、本会議場内エアコンが故障しております。暑い方は上着を御遠慮なくお脱ぎください。

~~~~~○~~~~~

日程第4～日程第9〔一括上程〕

報告第 1号 繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）

報告第 2号 継続費繰越しの報告について（一般会計）

報告第 4号 大竹市土地開発公社の経営状況について

認 第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号））

議案第39号 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第1号）

議案第40号 令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（児玉朋也） 日程第4、報告第1号繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）から、日程第9、議案第40号令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）に至る6件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 報告第1号、報告第2号、報告第4号、認第3号、議案第39号及び議案第40号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず当年度の予算全般についてですが、元号を改める政令の施行に伴い、5月1日以降の元号による年表示同様、年度の表示についても令和に読みかえるものといたします。

報告第1号及び報告第2号についてですが、平成30年度から令和元年度へ繰り越し事業につきまして、このたび繰越計算書を調製いたしましたので御報告をさせていただくものでございます。

それではまず議案集1ページから、報告第1号繰越明許費繰越しの報告について御説明申し上げます。

第2款総務費の本庁舎耐震改修事業は、入札不調により事業着手に3カ月のおくれが発生し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

公共施設等ブロック塀改修事業は、工事内容の調整や工事箇所の周辺地権者との調整に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第3款民生費の子ども・子育て支援事業計画推進事業は、委託業者の選定等の作業に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

私立保育所整備費補助事業は、耐震性の評価に係る建築物等耐震評価委員会の開催日程等の都合及び評価結果を受けての設計内容の修正等の時間を要したことにより、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第6款農林水産業費の阿多田漁港施設改良事業は、平成30年7月豪雨による災害発生後の対応を優先したために、当該事業の開始時期がおくれたことから年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第8款土木費の恵川橋歩道整備事業は、災害発生後の対応を優先し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

県営事業負担金（道路）、県営事業負担金（砂防）及び県営事業負担金（港湾）は、県が施工する道路及び砂防及び港湾の整備について、県の事業執行に応じて繰り越したものでございます。

都市計画マスタープラン等策定事業は、意見の取りまとめに時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第10款教育費の大竹会館改修事業は、関係団体との調整等に時間を要し、年度内での事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第11款災害復旧費の阿多田農道災害復旧事業、松ヶ原奥谷尻線災害復旧事業、広原川災害復旧事業及び大迫谷尻線災害復旧事業につきましては、災害発生後の設計及び災害査定等に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

次に、4ページからの報告第2号継続費繰越しの報告について御説明申し上げます。

第2款総務費の本庁舎耐震改修事業は、平成30年度から令和2年度の3カ年の継続費を設定しておりますが、平成30年度の予算9,785万1,600円を令和元年度へ逡次繰り越したものでございます。

第4款衛生費の可燃ごみの広域処理に係る中継施設整備事業は、平成30年度から令和元年度の2カ年の継続費を設定しておりますが、平成30年度の予算1,208万6,000円を令和元年度へ逡次繰り越したものでございます。

以上で報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

続きまして、10ページからの報告第4号大竹市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

まず一般会計の事業概要でございますが、平成30年度中に取得した用地はございません。処分いたしました用地は、玖波青木線道路改築事業代替地を2,649万円で処分いたしました。

た。

次に、収益的収支につきまして御説明申し上げます。

収入総額は6,481万1,137円であり、支出総額は6,394万4,251円で、差し引き86万6,886円の純利益となっております。なお、財務諸表につきましては、決算書に記載しておりますので説明を省略させていただきます。

続きまして、25ページからの認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号））につきまして御説明申し上げます。

本件は、平成30年度の土地造成特別会計において、歳入が歳出に対して不足することが明らかとなったため、地方自治法施行令166条の2の規定に基づき、令和元年度の歳入を繰り上げてこれに充てるための予算措置が必要となりました。このため、地方自治法179条第1項の規定により、令和元年5月23日付で専決処分をいたしましたので御承認をお願いするものでございます。

専決いたしました補正予算は、歳入歳出予算の総額に5億3,037万8,000円を追加し、予算総額を8億2,371万1,000円とするとともに、一時借入金の借り入れ最高額に5億3,000万を追加し、一時借入金の借り入れ最高額を8億2,000万円とするものでございます。

今年度の歳入を繰り上げて充てることに至った、平成30年度の決算状況を御説明申し上げます。歳入総額は6億2,981万6,221円となる見込みでございます。内訳としましては、晴海一般分譲用地や旧小方小学校用地などの土地売払収入が約3億6,660万円、晴海商業用地等の土地貸付収入が約2,670万円、一般会計繰入金が約2億3,650万円でございます。歳出の総額は11億6,019万3,592円となる見込みでございます。内訳としましては、各造成地の維持管理経費が約250万円、公債費が繰上償還を含めて約5億4,620万円、平成29年度決算における繰上充用金が約6億1,140万円でございます。歳入から歳出を差し引きいたしますと5億3,037万7,371円が不足となる見込みであり、この金額を平成30年度の不足額として、令和元年度の歳入を繰り上げて充用したものでございます。

以上で認第3号の御説明を終わります。

続きまして、42ページからの議案第39号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ4億5,856万7,000円を追加し、予算総額を154億5,075万5,000円にするものでございます。内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により48ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、490万円を増額するものでございます。内容といたしましては、宝くじコミュニティ事業助成金を財源として、自治会活動に必要な備品整備費用として自治会に対する補助金を計上するものでございます。

第3款民生費は、1億8,478万8,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、令和元年10月に予定されている消費税率の引き上げに伴う低所得者や子育て世帯向けのプレミアム付商品券の販売等に必要なる費用を1億8,386万9,000円、介護保険特別会計繰出金を28万5,000円、幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援システムの改修業務委託料63万4,000円を計上するものでございます。

第4款衛生費は、138万9,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、白石墓地移転事業に伴う用地買収費を計上するものでございます。

第8款土木費は、2億6,736万円を増額するものでございます。内容といたしましては、岩国大竹道路整備に伴う市営住宅御園2・3号棟等跡地の土地売払い収入及び解体補償費を市営住宅基金へ積み立てるものでございます。

第10款教育費は、13万円を増額するものでございます。内容といたしましては、玖波財産区繰入金を財源として、玖波公民館で開催する講座に必要な備品整備費用を計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、46ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第14款国庫支出金は、歳出に計上しておりますプレミアム付商品券事業に対する国庫補助金4,786万9,000円を計上するものでございます。

第15款県支出金は、歳出に計上しております幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援システム改修業務に対する県補助金63万4,000円を計上するものでございます。

第16款財産収入は、市営住宅御園2・3号棟等跡地の土地売払い収入3,406万3,000円を計上するものでございます。

第18款繰入金は、玖波財産区から繰入金13万円を計上し、また、このたびの補正予算について財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

第20款諸収入は、宝くじコミュニティ事業助成金を490万円、市営住宅御園2・3号棟等解体補償費を2億3,329万7,000円、プレミアム付商品券売上金を1億3,600万円計上するものでございます。

以上が議案第39号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。

続きまして、51ページからの議案第40号令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ57万円を追加し、予算総額を27億5,403万9,000円にするものでございます。

内容といたしましては、歳出として、介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料を57万円計上するものでございます。この財源として、歳入におきまして国庫補助金を28万5,000円、一般会計繰入金を28万5,000円計上するものでございます。

以上で報告第1号、報告第2号、報告第4号、認第3号、議案第39号及び議案第40号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本6件のうち、報告第1号、報告第2号及び報告第4号の3件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。



議案第39号は総務文教委員会に、議案第40号は生活環境委員会に付託いたします。  
お諮りいたします。

認第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております認第3号を採決いたします。

認第3号は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、認第3号は、これを承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第10

### 報告第3号 継続費繰越しの報告について（公共下水道事業会計）

○議長（児玉朋也） 日程第10、報告第3号継続費繰越しの報告について（公共下水道事業会計）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 高津浩二 登壇〕

○上下水道局長（高津浩二） 報告第3号、継続費繰越しの報告について御説明申し上げます。

本件は、平成30年度大竹市公共下水道事業会計の継続費の通次繰越を地方公営企業法施行令第18条の2第1項後段の規定により、御報告するものでございます。

この継続費につきましては、平成30年度から2カ年で小島汚水中継ポンプ場（合流）機械電気設備改築更新工事を総額3億5,000万円で行うこととしておりますが、平成30年度の支出予定額のうち支払い義務が生じなかったものにつきまして、令和元年度へ通次繰越を行ったものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが報告第3号の説明を終わります。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第3号は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第11

#### 認 第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）

○議長（児玉朋也） 日程第11、認第1号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 三原尚美 登壇〕

○市民生活部長（三原尚美） 認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成31年3月29日に公布され、その一部が平成31年4月1日及び令和元年6月1日から施行されることになりました。直ちに大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じましたが、市長において特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日付で大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分いたしました。同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

主な改正点は、市民税関係が3点、固定資産税関係が1点、軽自動車税関係が1点でございます。

まず、市民税関係です。1点目は、寄附金税額控除について、ふるさと納税に係る指定制度の導入により、特例控除の措置対象となる寄附金を特例控除対象寄附金と規定するものでございます。

2点目は、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住を開始した住宅を対象とした特別特定取得建物に係る住宅借入金特別控除の控除期間を3年延長するものです。

3点目は、住宅借入金特別控除の申告に係る要件を廃止するものです。

次に、固定資産税関係の改正点につきましては、高規格堤防整備事業区域内にあった家屋の移転補償金を受け、当該土地の上に取得する代替家屋の固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告の手続について規定するものです。

次に、軽自動車税関係につきましては、軽自動車税の税率の特例について、3輪以上の軽自動車に対する重課税率及び軽課税率の適用年限を1年ずつ繰り上げる改正でございます。

そのほか、法律が改正されたことにより条例の引用条項にずれが生じたものについて整理を行っています。

続きまして、都市計画税条例の改正についてです。

地方税法の改正により、課税標準の特例に係る引用条項の整備を行い、あわせて字句の修正を行っています。

最後に附則でございます。施行期日は附則第1条に、経過措置は、附則第2条から附則第5条にそれぞれ規定しています。

以上で認第1号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております認第1号を採決いたします。

認第1号は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、認第1号は、これを承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第12～日程第13〔一括上程〕

認第2号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市介護保険条例の一部を改正する条例）

議案第35号 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第12、認第2号専決処分の承認を求めることについて（大竹市介護保険条例の一部を改正する条例）から日程第13、議案第35号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに至る2件を一括議題といた

します。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

[健康福祉部長兼福祉事務所長 豊原 学 登壇]

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 認第2号及び議案第35号につきまして一括して御説明申し上げます。

初めに、認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

本件は、平成31年3月29日に介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布され、本年10月からの消費税率引き上げによる低所得者対策として、介護保険料の軽減強化が行われることに伴い、大竹市介護保険条例の一部を改正する条例の制定が必要となったものでございます。

それでは、改正の主な内容について御説明いたします。

本市の介護保険料は、基準額である年額6万372円に本人及び世帯の住民税課税状況並びに本人の所得等に応じた保険料率を乗じて算定する仕組みとなっており、11段階に区分されております。このたび軽減強化が行われる段階は、最も低所得に当たる第1段階から第3段階までの保険料となります。なお、第1段階につきましては、消費税率が8%となった際に、既に保険料の軽減強化が行われておりますが、このたびの改正でさらなる軽減が行われることになり、保険料年額は、平成30年度の2万7,167円から2万2,639円となります。また、第2段階及び第3段階は、このたびが初めての軽減となり、いずれも平成30年度の保険料年額が4万5,279円であったものが第2段階は3万7,732円に、第3段階は4万3,769円に引き下げられることとなります。

最後に附則でございますが、第1項は、本条例の施行期日を平成31年4月1日としております。また、第2項は、平成30年度以前の介護保険料に係る経過措置を指定しております。

続きまして、議案第35号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が施行され、この新制度により、新たに家庭的保育事業等を市町村による認可事業として、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなりました。

家庭的保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4事業があり、原則3歳未満児を対象としており、さまざまな場所での保育サービスの提供が可能であることから、都市部では、待機児童の解消を図り、人口が減少している地域では、子育て支援機能の維持・確保を目指すものでございます。

なお、現時点では、本市には該当する施設はございませんが、このたび、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴いまして、本市の条例におきましても改正しようとするものでございます。

改正の主な内容でございますが、家庭的保育事業等については、保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育または保育が継続的に提供されるよう、連携協力を

行う保育所、幼稚園または認定こども園を適切に確保しなければならないとされておりますが、この連携施設を確保できていない家庭的保育事業者等が多いことから、連携施設を確保しないことができる経過措置の延長や連携施設を確保する要件の緩和をするものなどでございます。

また、家庭的保育者の居宅以外の場所で保育を提供している家庭的保育事業における食事の提供については、原則、自園調理により行わなければならないとされておりますが、自園調理への移行が進んでいない状況にあることから、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を10年とするものでございます。

最後に、施行期日につきましては、公布の日からとしております。

以上、まことに簡単ではございますが、認第2号及び議案第35号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、山本議員。

○15番（山本孝三） 認第2号ですか、平成31年3月29日に国のほうの政令なり規則が変わったと、こういう話ですね。そういう場合は、市町村に対して国の担当者のほうから、県を通じてでもこういうことになるよという通知があるんじゃないですか、内示というか。なかったん。あったとすればいつあったんですかね。

○議長（児玉朋也） 地域介護課長。

○地域介護課長（佐伯和規） 政令の施行が平成31年3月29日にありまして、その日のうちに介護保険最新情報というのが国から出されます。それが県を通じて市のほうに提供されております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○15番（山本孝三） 3月29日にあったんですか。それで、内容については、もういろいろ説明の仕方もあろうか思うんですがね。第1段階、第2段階、第3段階と区分がされるんだと話としては聞いているんですが、いわゆる7割軽減、5割軽減、3割軽減、この対象となる、例えば第1段階、こういう人は生活保護世帯が主たる対象になるんだろうと思うんですね。第2段階の5割軽減ですね、これが、収入が年間120万円以下の人が対象になる。それから、第3段階が3割軽減の対象者としては、これも120万を超える人たちと、こうなっておるんですが、これトータルで対象者どういうことになるんですか。それで、もし仮に政治動向によって消費税率の引き上げが実現しなかった場合はどうなるんですか。これずっと維持するんですか、消費税率の引き上げがなくても維持するんですか。どうなりますか。

○議長（児玉朋也） 地域介護課長。

○地域介護課長（佐伯和規） まず、軽減の対象となる方の人数でございますけど、先ほどおっしゃられました第1段階から第3段階の方、合計で約3,000人程度と考えております。それから、消費税率引き上げに伴う今回の条例改正でございます。そのもとが政令が施

行されたことによる改正でございますので、国の政令が変わらない限りはこの状態を継続することになるかと思っておりますが、仮に消費税率引き上げが延期になった場合、政令が変わればそれに合わせたまた条例改正を行うことになるかと思っております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 山本議員。3回目です。

○15番（山本孝三） しかし、財源としては国庫が50%、県が25%、市が25%と政令で財源の内訳決めたいんでしょう。だから消費税率引き上げがされない場合はどうなるんか、これもはっきりせんのですか。国が政令変えりゃそれに従うまでよということですか。そやけ、消費税率引き上げの実施がない場合、このことは事実上実施できないんじゃない。そこが私の聞いておるところなんですよ。

○議長（児玉朋也） 部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 先ほど地域介護課長が申し上げましたとおり、今回の専決の処分につきましては、介護保険法施行令の改正に伴い本市の条例も改正したということでございます。ですから基本的に、仮の話ですけれども、消費税率引き上げが延期された場合であっても改めてこの介護保険法の施行令が改正されない限りにおきましては、保険料の軽減は引き続き行われることとなります。ですから、あくまでもととなる介護保険法の施行令、消費税率引き上げも、話はもちろんあるんでしょうけれども、本条例につきましては、介護保険法の施行令の改正に伴って専決をさせていただいたと御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第35号は、生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

認第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いません。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、山本議員。

○15番（山本孝三） 今、部長、課長、おっしゃるように、結局は財源としては消費税率を10%に引き上げることによってこの軽減措置を実施するというのが国の方針だと思うんですね。しかし、既に平成31年4月から軽減措置をとっておりますから、私としてはもう消

費税率引き上げがされようがされまいが引っ込みはつかんと。国の責任で実施を維持していくべきだと思うんですが、しかし、今の政権のことですから、とうとう消費税率の引き上げが実施できなかったから、それは途中でまた財源措置については国の負担を軽減するとかね、市町の負担をふやすとか、あるいはこの軽減割合を減らすとかいうようなことにもなりかねん心配があると思うんですが、要は、消費税率を2%引き上げることによって、年間こういう所得の、収入の少ない方がね、消費税負担とこの軽減される7割じゃ5割じゃ3割じゃというメリットと比較したら、むしろ消費税率2%の引き上げによる家計への負担、消費に対する負担が大きいのじゃないかということをおし言いたいです。だから、あくまで消費税率の2%引き上げを当てにして、こういうことをやるということは、結局は一人一人の税負担をふやすことになる。市町の財政にも悪影響を与えることにもなってね、全体としては窮屈なことになりかねると、こういう心配があると思うんです。そういったことで、この消費税率引き上げに頼る財源見込みをもとにしたこの種のやり方は、私は賛成はできないと思うんですね。消費税率が引き上がれば電気代も上がる、ガス代も上がる、水道代も上がるんですから、単に食費だけの支出にかかわる消費税だけじゃないんでね、そういったことからこの専決処分でもう決めたんじゃないかといわれて、それで済ますわけにはいかんと思うんですね。ということでこの専決処分には反対です。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 他に討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより本件を起立により採決いたします。

本件について承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第14

##### 議案第34号 大竹市手数料条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第14、議案第34号大竹市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 吉岡和範 登壇〕

○総務部長（吉岡和範） 議案第34号大竹市手数料条例の一部改正について提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、昨年工業標準化法の一部が改正されたことに伴いまして、文言の一部を改正するものでございます。

工業標準化法は、鉱工業分野の製品の規格、日本工業規格でございます。JIS規格と

いうものがございますが、これについて定めた法律でございます。法の改正によりまして、対象の分野がデータ、サービス分野にも拡大をされ、日本工業規格という名称も日本産業規格に改められております。このため、本市の手数料条例におきまして、J I S規格による用紙の大きさを定めたものにつきまして、その規格の表示を日本産業規格に改めるものがございます。施行期日は、改正法の施行期日でございます本年7月1日としております。

以上、議案第34号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第34号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第15

#### 議案第36号 大竹市火災予防条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第15、議案第36号大竹市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長 橋村哲也 登壇〕

○消防長（橋村哲也） 議案第36号大竹市火災予防条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は大きく分けて2点ございます。

1点目は、工業標準化法の一部改正に伴い、日本工業規格の名称が日本産業規格に改められたため、本条例の文言を改正するものがございます。

2点目は、住宅用防災警報器等の設置の免除に関するものがございます。

まず、スプリンクラー設備の要件として、作動時間が60秒以内を種別が1種に改めるものがございます。これは、消防用設備等の点検時等においては、スプリンクラー設備の種別を目視で確認しており、実態に即した規定にするものがございます。

次に、これまで自動火災報知設備を設置することで、住宅用防災警報器の設置を免除することができることは規定しておりましたが、新たに特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで、住宅用防災警報器を免除することができる旨の規定を追加するものがございます。

この条例の施行期日は公布の日とし、工業標準化法の改正に伴うものは施行法の施行日である本年7月1日としております。

以上、簡単ではございますが、議案第36号の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認賜りますようお願いいたします。



○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第36号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16～日程第17〔一括上程〕

議案第37号 広島県と大竹市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更について

議案第38号 財産の取得について（化学消防ポンプ自動車（大I型））

○議長（児玉朋也） 日程第16、議案第37号広島県と大竹市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更についてから、日程第17、議案第38号財産の取得について（化学消防ポンプ自動車（大I型））に至る2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 山本茂広 登壇〕

○建設部長（山本茂広） 議案第37号及び議案第38号についての提案説明を申し上げます。

初めに、議案第37号広島県と大竹市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更についてを説明申し上げます。

このたびの規約の変更は、広島県が行う放置艇対策の一環としまして、プレジャーボートの所有者等が港湾施設の目的外使用を受けて、係留保管できるよう規定を整備するためでございます。広島県港湾施設管理条例の一部を改正することに伴うものでございます。

次に、主な内容でございますが、広島県港湾管理条例の改正により規定されます、県が管理する水域におけるプレジャーボート等の小型船舶用泊地の目的外使用許可事務は、広島県が行うこととなっております。これに必要な事務委託に関する規約の変更に関しまして、広島県と協議することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上で議案第37号の説明を終わります。

続きまして、議案第38号財産の取得について御説明申し上げます。

本議案は、平成3年度に整備した化学消防ポンプ自動車を更新するものでございます。

初めに、財産の表記で記載しております化学消防ポンプ自動車（大I型）についてでございますが、大I型は、コンビナート等石油類タンク火災、危険物製造工場火災や航空機火災等の大規模な危険物火災の消火活動を目的とした大型化学消防ポンプ自動車となっております。放水能力及び消火薬剤の積載量でございますが、現有車両と同様で、毎分3,100リットル及び薬液量1,800リットルとなっております。

次に、新たに導入した装備といたしまして、電動放水銃を車両上部に搭載し、リモートコントロールによる遠隔操作が可能となります。消防隊員の安全性を向上させます。他にも、ホース延長用具を積載し、消防隊員の省力化を図ります。

車格でございますが、現有車両と同等で10トン級の大型トラックシャーシとなりますが、積載資機材等の増強及びホース延長用具の新規積載によりまして、市街地で発生した大規模住宅火災等への活用も期待されています。

次に、本議案を提出するに至りました経緯でございます。

4月1日に条件付一般競争入札に付する旨の公告を行い、同日から4月12日まで、入札参加希望者の受け付けを行いました。その後、4月17日の指名業者審査会の議を経まして、入札参加業者を決定しております。5月13日に2者による入札を執行いたしました。その結果、8,734万円で落札しました株式会社三葉ポンプS F大竹と5月14日に納入価格9,607万4,000円で仮契約を締結しております。予定価格が2,000万円以上であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に該当いたしますので、本議会での議決をお願いするものでございます。

以上で議案第37号及び議案第38号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第37号は、生活環境委員会に、議案第38号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第18

令和元年請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願

○議長（児玉朋也） 日程第18、令和元年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております令和元年請願第1号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により6月5日から6月16日までの12日間、休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって6月5日から6月12日までの12日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は議

長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。6月6日午前10時から総務文教委員会を、6月7日午前10時から生活環境委員会を、その終了後、基地周辺対策特別委員会を、6月17日本会議終了後、生活環境委員協議会を、その終了後、議会運営委員会を、それぞれ第1委員会室で開会する旨、各委員長から通知を受けております。ただいま御出席の各位には、特に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。6月17日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

15時52分 散会

(元. 6. 4)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年6月4日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 小田上 尚 典

大竹市議会議員 末 広 和 基

令和元年6月  
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

令和元年6月17日10時開会

| 日 程 | 議案番号      | 件 名                                         | 付 記            |
|-----|-----------|---------------------------------------------|----------------|
| 第 1 |           | 会議録署名議員の指名                                  |                |
| 第 2 | 議案第34号    | 大竹市手数料条例の一部改正について                           | 総務文教<br>(原案可決) |
| 第 3 | 議案第36号    | 大竹市火災予防条例の一部改正について                          |                |
| 第 4 | 議案第38号    | 財産の取得について（化学消防ポンプ自動車<br>（大I型））              |                |
| 第 5 | 議案第39号    | 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第1号）                       |                |
| 第 6 | 議案第35号    | 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関<br>する基準を定める条例の一部改正について | 生活環境<br>(原案可決) |
| 第 7 | 議案第37号    | 広島県と大竹市との間における港湾管理事務<br>の事務委託に関する規約の変更について  |                |
| 第 8 | 議案第40号    | 令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算<br>（第1号）               | (原案可決)         |
| 第 9 | 令和元年請願第1号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に<br>ついての請願              | 総務文教<br>(採 択)  |
| 第10 |           | 基地周辺対策に関する中間報告について                          |                |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第34号から日程第5 議案第39号（報告・表決）
- 日程第 6 議案第35号から日程第8 議案第40号（報告・表決）
- 日程第 9 令和元年請願第1号
- 日程第10 基地周辺対策に関する中間報告について

○出席議員（15人）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 児 玉 朋 也 | 2番  | 小田上 尚 典 |
| 3番  | 末 広 和 基 | 4番  | 賀 屋 幸 治 |
| 5番  | 北 地 範 久 | 6番  | 西 村 一 啓 |
| 7番  | 和 田 芳 弘 | 8番  | 大 井 渉   |
| 9番  | 網 谷 芳 孝 | 10番 | 藤 井 馨   |
| 11番 | 山 崎 年 一 | 12番 | 細 川 雅 子 |
| 13番 | 寺 岡 公 章 | 14番 | 田 中 実 穂 |
| 15番 | 山 本 孝 三 |     |         |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

|   |     |         |
|---|-----|---------|
| 市 | 長   | 入 山 欣 郎 |
| 副 | 市 長 | 太 田 勲 男 |

教 育 長  
総 務 部 長  
市 民 生 活 部 長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
建 設 部 長  
上 下 水 道 局 長  
消 防 長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企 画 財 政 課 長  
地 域 介 護 課 長  
福 祉 課 長  
監 理 課 長  
土 木 課 長  
上 下 水 道 局 工 務 課 長  
総 務 学 事 課 長  
消 防 本 部 消 防 課 長

小 西 啓 二  
吉 岡 和 範  
三 原 尚 美  
豊 原 学  
山 本 茂 広  
高 津 浩 二  
橋 村 哲 也  
中 村 一 誠  
三 上 健  
佐 伯 和 規  
神 代 亨  
中 曾 一 夫  
古 賀 正 則  
中 司 和 彦  
真 鍋 和 聰  
伊 崎 喜 教

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

田 中 宏 幸  
加 藤 豪

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

現在、本会議場のエアコンが故障しておりますので、暑い方は遠慮なく上着をとっていただけたらと思います。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、去る5月29日開催の第144回中国市議会議長会定期総会並びに、6月11日開催の第95回全国市議会議長会定期総会の席におきまして、永年勤続等の表彰がありましたので、表彰状及び記念品の伝達を行います。

○事務局長（田中宏幸） それでは、受賞されました方のお名前を申し上げますので、前のほうまでお運び願います。

初めに、第144回中国市議会議長会表彰の伝達を行います。

議員16年以上特別表彰、寺岡公章殿。

○議長（児玉朋也） 表彰状。寺岡公章殿。あなたは市議会議員在職16年、よく市政の振興に努められ、その功績特に顕著なものがあります。よって第144回定期総会に当たり、本会表彰規定により特別表彰いたします。令和元年5月29日、中国市議会議長会会長代理、倉敷市議会議員、斎藤武次郎。

おめでとうございます。

〔拍手〕

○事務局長（田中宏幸） 次に、第95回全国市議会議長会表彰の伝達を行います。

議員15年以上表彰、細川雅子殿。

○議長（児玉朋也） 表彰状。大竹市、細川雅子殿。あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第95回定期総会に当たり、本会表彰規定によって表彰いたします。令和元年6月11日、全国市議会議長会、野尻哲雄。

おめでとうございます。

〔拍手〕

○事務局長（田中宏幸） 以上をもちまして、表彰状並びに記念品の伝達を終わります。

○議長（児玉朋也） これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において4番、賀屋幸治議員、5番、北地範久議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2～日程第5〔一括上程〕

議案第34号 大竹市手数料条例の一部改正について

議案第36号 大竹市火災予防条例の一部改正について

議案第38号 財産の取得について（化学消防ポンプ自動車（大I型））

議案第39号 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第1号）

○議長（児玉朋也） 日程第2、議案第34号大竹市手数料条例の一部改正についてから、日程第5、議案第39号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題といたします。

本4件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、網谷芳孝議員。9番。

総務文教委員会議案審査報告書

令和元年6月4日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                         | 審査の結果 |
|--------|----------------------------|-------|
| 議案第34号 | 大竹市手数料条例の一部改正について          | 原案可決  |
| 議案第36号 | 大竹市火災予防条例の一部改正について         | 原案可決  |
| 議案第38号 | 財産の取得について（化学消防ポンプ自動車（大I型）） | 原案可決  |
| 議案第39号 | 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第1号）      | 原案可決  |

令和元年6月6日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教委員長 網谷 芳孝

〔総務文教委員長 網谷芳孝議員 登壇〕

○総務文教委員長（網谷芳孝） 皆さんおはようございます。それでは6月4日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案4件につきまして、6日に委員会を開催しまして審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査順に御報告申し上げます。

まず、議案第36号大竹市火災予防条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第38号財産の取得について（化学消防ポンプ自動車（大I型））でございますが、本件では「入札の際、何者から応札があったのか伺う」との質疑に対しまして、「一般競争入札によって、2者から応札があった」との答弁がございました。

次に、「本件の調達により、石油化学コンビナート火災等で対応できる車両は何台になるか伺う」との質疑に対しまして、「現在は、化学消防ポンプ自動車と同様の機能をもつ車両を1台所有しており、本件の調達により、2台で対応できる体制となる」との答弁が



ございました。

次に、「今回調達する化学消防ポンプ自動車は、何年間の使用を見込んでいるか伺う」との質疑に対しまして、「20年間の使用を目安にしている」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第34号大竹市手数料条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第39号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、本件では「プレミアム付商品券の対象者のうち、非課税世帯に対しては、情報の取り扱いに配慮が必要と考えるが、対応について伺う」との質疑に対しまして、「引きかえ券でプレミアム付商品券を購入されることで、対象者であるということがわかるが、非課税世帯と子育て世帯で、引きかえ券の区別はしないので非課税世帯とわかることはないように配慮をしている」との答弁がございました。

次に「プレミアム付商品券を期間内で使用できなかった場合、払い戻しはできるのか伺う」との質疑に対しまして、「期間内に使用できなかった場合は、払い戻しはできない。ただし、期間は2020年3月末までと長目に設定されており、広報やホームページ等も活用しながら期間の周知を十分に行っていくたい」との答弁がございました。

次に、「歳出の衛生費における白石墓地移転事業の中に用地買収費が計上されているが、算定根拠について伺う。また、歳入では、財産収入として市営御園2・3号棟の跡地に係る土地売払収入が計上されているが、この算定根拠について伺う」との質疑に対しまして、「白石墓地移転事業の用地買収費については、国の示す鑑定評価に基づき算定している。また、市営御園2・3号棟の土地売払収入については、広島国道事務所が不動産鑑定評価額等により調査の上、提示した額をベースとして算定しており、不動産評価審議会で審議も経ている」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員に御付託いただきました議案4件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件を一括採決いたします。

本4件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本4件は委員長の報告とおりに決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって本4件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6～日程第8〔一括上程〕

議案第35号 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第37号 広島県と大竹市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更について

議案第40号 令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（児玉朋也） 日程第6、議案第35号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、日程第8、議案第40号令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、田中実穂議員。14番。

生活環境委員会議案審査報告書

令和元年6月4日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                      | 審査の結果 |
|--------|---|-------|
| 議案第35号 | 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第37号 | 広島県と大竹市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更について  | 原案可決  |
| 議案第40号 | 令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）               | 原案可決  |

令和元年6月7日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 田中 実穂

〔生活環境委員長 田中実穂議員 登壇〕

○生活環境委員長（田中実穂） それでは、6月4日の本会議におきまして、生活環境委員

会に御付託いただきました議案3件につきましては、7日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果を審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第37号広島県と大竹市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更についてでございますが、本件では「規約の変更によって、大竹市の事務からプレジャーボートの係留に関する事務を除くことになる。また、広島県では、放置艇解消のための基本方針を策定しているが、大竹市のプレジャーボートの放置艇に対する今後のかかり方及び大竹市内の港湾・漁港に係留中のプレジャーボートの数について伺う」との質疑に対しまして、「規約の改正は、プレジャーボートの管理を広島県へと移すものである。今後、数年間は広島県がプレジャーボートの放置艇の管理・指導等を行っていくことになるが、県は現場に職員を配置しておらず、将来的には大竹市と連携・協力が必要になるものと考えている。また、大竹市内に係留中のプレジャーボートの数については、港湾では、小方港に38隻、飛石港に24隻、小方南港に40隻、全体で102隻である。漁港では、玖波漁港に99隻、阿多田漁港はゼロである」との答弁がございました。

次に、「広島県の放置艇解消のための基本方針においては、漁港も対象とされている。漁港では、プレジャーボートと漁船が混在している状況であると思うが、港湾でのプレジャーボートの放置艇解消の対策により、漁港への影響が出ないよう、県や漁協との調整・協力をどのように考えているか伺う」との質疑に対しまして、「大竹市内の漁港は、市が所有・管理している。他の港湾での放置艇解消の対策により、市内の漁港に移ってくるなどの影響も考えられるため、広島県や地元の漁協とも協議し、周知期間も設けながら適正な管理ができるよう取り組みたい」との答弁がございました。

次に、「大竹市内における放置艇の把握状況について伺う。また、放置艇解消の対策に関して、遊漁船の会等との協議の状況について伺う」との質疑に対しまして、「過去に放置艇に対する適正な処分を行ったことがあるが、現時点では詳細な点検・把握はできていない。また、遊漁船の会等との協議の状況に関しては、広島県における放置艇対策に関する説明会が3月に開催されており、漁協の関係者には説明がされているが遊漁船の会等には説明はまだされていない。大竹市としても今後、広島県と連携して説明・周知を行っていきたい」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第35号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では「現在、大竹市内に家庭的保育事業の実施事業所がないが、その理由をどう分析しているか伺う。また、待機児童の現状と推移、国の定義する待機児童には該当しないが実質的に待機児童となっている児童の状況について伺う」との質疑に対しまして、「家庭的保育事業は、3歳未満児を預ける事業であり、実施する事業所があれば、保育の受け皿の拡充が期待できる。大竹市でも、実施の希望者には協力したいと考え、整備に関する補助制度も設けており、相談を受けたことはあるが事業実施には至っていない。他市では、広島市には多数あるが廿日市市では1つ、岩国市では2つの事業所がある。これらのほとんどが認可外保育所から移行したものであり、大

竹市ではそうした一般の児童を受け入れる認可外保育所がないことや、児童の人口の状況などが実施されていない理由と考えている。また、国の定義する待機児童は、保育所の開所時間と保護者の就労時間の関係から送迎が難しく、特定の保育所でないと預けられない場合及び地理的な条件や交通手段がなく、特定の保育所でないと通えない場合などにおいて、その特定の保育所にあきがなく、入所できない状況をいう。こうした待機児童の大竹市の状況は、平成29年度は11名、平成30年度は3名、現在はゼロである。一方で、大竹市内に入所可能な保育所はあるが他に希望する保育所があり、その保育所にあきがなく入所できない私的理由に位置づけられる待機児童については、平成30年度は4名で、現在、同様の児童は15名おり、いずれも3歳未満児である。これらの児童には、保育士の増員により対応を行っている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第40号令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案3件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件を一括採決いたします。

本3件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本3件は委員長の報告とおりに決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって本3件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第9

令和元年請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願

○議長（児玉朋也） 日程第9、請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、網谷芳孝議員。9番。

総務文教委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号           | 件 名                            | 審査の結果 | 付託年月日   |
|---------------|--------------------------------|-------|---------|
| 令和元年<br>請願第1号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書採<br>択についての請願 | 採 択   | 元. 6. 4 |

令和元年6月6日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教委員長 網谷 芳孝

〔総務文教委員長 網谷芳孝議員 登壇〕

○総務文教委員長（網谷芳孝） それでは、6月4日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました請願1件につきましては、6月6日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

令和元年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願でございます。

本件は、大竹市職員労働組合執行委員長、榎原研介氏から提出された請願で、その趣旨といたしましては、「地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中でも医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。政府の「骨太2018」では地方の歳出水準が示され、2019年度の地方財政計画でも、一般財政総額は前年比1%増加の62兆7,072億円となり、過去最高水準となった。しかし、一般財源総額の増額分も国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連を初めとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められている。このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要である」というものでございます。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方などを尋ねたところ、「本請願は地方財政の充実・強化を要旨としている。大竹市においても全国市長会を通じて、国に税財源等の充実について提言している。今後もこの取り組みを続けていく」というものでございました。

本件では、「今回の職員労働組合から議会に出された請願の内容に対して、大竹市は同様の考えであるか伺う」との質疑に対しまして、「大竹市としては、地方自治体が安定した財政運営ができるよう、機会を捉えて要望を行っている」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました請願1件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって本件は、採択と決定いたしました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第1号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

ただいまから、職員をして意見書案を配付させますので、しばらくお待ちください。

〔意見書案配付〕

○議長（児玉朋也） ただいま職員をして意見書案第1号を議席に配付させましたが、配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1、意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務文教委員長、網谷芳孝議員。9番。

〔総務文教委員長 網谷芳孝 登壇〕

○総務文教委員長（網谷芳孝） それでは続きまして、意見書案第1号地方財政の充実・強

化を求める意見書の提出についてにつきましては、意見書案を朗読し、提案理由の説明と  
かえさせていただきます。

#### 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・  
介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減  
少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した  
防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズ  
への対応と細やかな公的サービスの提供が困難になっており、人材確保を進めるとともに、  
これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

政府の「骨太2018」では、「（地方の）一般財源総額について2018年度地方財政計画の  
水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019年度の地方財政計画でも、  
一般財源総額は62兆7,072億円（前年比プラス1%）となり過去最高水準となりました。

しかし、一般財源総額の増額分も、保育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保  
した結果であり、社会保障費関連を初めとする地方の財政需要に対応するためには、さら  
なる地方財政の充実・強化が求められております。

このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見  
積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要  
です。つきましては、政府に以下の事項の実現を求めます。

1、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方  
自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活  
困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニー  
ズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこ  
と。とりわけ、保育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に図ること。

3、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事  
業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費  
を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。

4、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続  
き同規模の財源確保を図ること。

5、2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保を図ること。

6、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自  
治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。

7、地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税か  
ら地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税  
制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財  
源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

8、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の

終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

9、依然として4兆円規模の財源不足であることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

10、自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第10 基地周辺対策に関する中間報告について

○議長（児玉朋也） 日程第10、基地周辺対策に関する中間報告についてを議題といたします。

本件に関し、基地周辺対策特別委員長から中間報告の申し出があります。委員長の報告を受けます。

基地周辺対策特別委員長、網谷芳孝議員。9番。

〔基地周辺対策特別委員長 網谷芳孝 登壇〕

○基地周辺対策特別委員長（網谷芳孝） それでは、基地周辺対策特別委員会の中間報告をさせていただきます。



平成18年に閣議決定された在日米軍等再編計画に基づき、空母艦載機等の岩国基地への移駐が決定されました。移駐後は、岩国基地の航空機数は極東最大級となり、騒音被害や事件・事故への不安など、本市へ多大な影響が心配されることから、基地周辺対策特別委員会が、平成27年9月議会において8名の議員により設置されました。

設置当初の基地周辺対策特別委員会においては、岩国基地周辺対策に関する協議・調査・研究を行い、主には騒音・航空機の事故・米軍関係者の不祥事等の対策として、平成29年8月に「岩国基地周辺市における課題に関する要望書」を国の関係機関に提出をしております。その後、平成29年9月には、委員の改選を経て新たな基地周辺対策特別委員会が設置され、活動を継承することとなりました。

最初に、委員の皆様から今後の基地周辺対策特別委員会の活動方針としまして、主に次のような意見がありました。

- ・艦載機移駐前後の騒音実態の調査を行う。（特に、阿多田島での確認）
- ・大竹市独自の地域振興策を考える。
- ・再編交付金にかわる新たな交付金制度への調査。
- ・各項目における執行部との調整。
- ・日米安保条約、日米地位協定の研究。
- ・市街地や工場地帯上空での米軍機の訓練、訓練時間帯等の中止協定の厳守。

これらについて、委員会内で意見集約を行い、活動方針は次のとおりとなりました。

- ・騒音問題に対する調査・研究。
- ・再編交付金の延長及び地域振興策の策定並びに要望書の作成。
- ・米軍・外務省・防衛省・基地周辺自治体など、関係機関に対する必要な資料等の要求。
- ・そのほか、必要な事項の協議・検討。

以上を当面の活動方針と定め、第一段階としまして騒音調査のため、阿多田島へ委員が4班に分かれて、平成30年2月5日、6日、7日、14日の4日間訪問し、日中の騒音測定を行い騒音状況の調査を行いました。

また、これを契機に阿多田島に防衛省が設置した航空機騒音自動測定装置による測定結果表の情報提供を求め、測定数値を確認することができるようになりました。

次に、米軍再編交付金は、時限立法のため平成33年度（令和3年度）で終了することになっており、その後、現行制度にかわる交付金制度は、何も確定されていないことが重要視され、喫緊の課題として早急に取り組むこととなり、要望書作成に向け協議することになりました。

平成30年5月には、防衛省中国・四国防衛局を正副議長・正副委員長で訪問し、再編交付金等について意見交換をしながらいろいろな情報をいただき、要望書作成に取り組み「岩国基地に隣接した大竹市に対する財政支援措置等の要望」と題し、平成30年9月定例会に上程し、議会での承認をいただきました。承認いただいた要望書は、平成30年9月下旬に内閣総理大臣・財務大臣・外務大臣・防衛大臣宛てに提出しました。

次に、地域振興策に関する調査を行う意味から、執行部との意見交換、また、平成31年1月19日、阿多田島自治会の皆さんに特別委員会の活動報告と意見交換を行いました。そ

の後、自治会としての意見集約を経て要望書の提出を受け、地域振興策の一環として要望書作成に取り組むこととしておりましたが、諸事情を勘案して、次の議会に委ねることが妥当ではないかとの結論に至りました。

以上が、平成29年9月以降の活動の概要でございますが、これまでの活動期間1年10カ月の間に、委員会21回、視察調査4回、意見交換会2回を行いましたことを報告させていただきます。

最後になりますが、執行部の皆様方には、岩国基地に関する大変多くの情報提供をいただきまして、まことにありがとうございます。そうしたさまざまな状況を踏まえながら、第一に市民の安心と安全な住環境を守るためにも、これからも議会と執行部がしっかりと協力しながら、今後も岩国基地が存続する限り、議会として引き続きこの問題について取り組まなければならないと考えております。

以上で、基地周辺対策特別委員会の中間報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 本件は、報告でありますから、以上をもって終結いたします。

お諮りいたします。

本日議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会を閉会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会は、去る6月4日に開会され、本日までの14日間、議員の皆様におかれましては、御提案申しあげました各案件を終始御熱心に御審議の上、いずれも原案のとおり議決、あるいは御承認賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

なお、本会議並びに各委員会などにおきまして、皆様方からいただきました貴重な御意見や御要望につきましては、これを十分に検討させていただきまして、今後の市政運営に反映させてまいりたいと考えております。

さて、御在任中、幾多の功績を残されました皆様方の任期も間近に迫ってまいりました。この議場におきまして、このメンバーで一堂に会しますのも今任期の中では本日をもって最後のことになるのではないかと存じます。引き続き、御出馬になられる皆様方におかれましては、どうか御健闘いただき再びこの議場でお目にかかれますよう、心からお待ち申し上げております。また、今任期をもちまして御勇退される皆様におかれましては、

長きにわたりまことにありがとうございました。市政への多大なる御貢献をいただきました。ありがとうございます。大変お疲れさまでございました。

市議会の議席を離れられましても御在任中と変わることなく、引き続き、市政に対しまして御指導・お力添えを賜りますようお願い申し上げます。これから厳しい暑さに向かいますが、議員の皆様におかれましては、健康には十分留意され、ますますの御活躍を心からお祈り申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） これにて本日の会議を閉じ、第2回大竹市議会定例会を閉会いたします。

10時47分 閉会

(元. 6. 17)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年6月17日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 賀 屋 幸 治

大竹市議会議員 北 地 範 久

大 竹 市 議 会 会 議 録

令和元年第2回（6月）定例会  
令和元年9月発行

編集発行 大竹市議会事務局

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
電話 (0827) 59-2183

印刷 神戸総合速記株式会社

電話 (078) 321-2522